

平成24年9月中川村議会定例会議事日程(2)

平成24年9月11日(火) 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

3番 藤川 稔

(1) 介護予防と認知症対策の推進について

6番 大原 孝 芳

(1) 村内小中学校における、いじめ、不登校、学校不適應などの問題について

(2) 合併せずに、自立の村づくりを始めて7年経過したが、これまでのプロセスの検証が必要ではないか

1番 中 塚 礼次郎

(1) 村民の歯及び口腔の健康づくりに向けた取り組みについて

8番 柳 生 仁

(1) 中川村にある国道、県道、村道、林道など道路の安全について

(2) 高齢者に寒冷地手当を

2番 高 橋 昭 夫

(1) 村長の政治姿勢について

(2) 子供たちのいじめ問題について

9番 竹 沢 久美子

(1) 高齢者福祉への対応は(主に介護保険)

出席議員(10名)

1番 中 塚 礼次郎
2番 高 橋 昭 夫
3番 藤 川 稔
4番 山 崎 啓 造
5番 村 田 豊
6番 大 原 孝 芳
7番 湯 澤 賢 一
8番 柳 生 仁
9番 竹 沢 久美子
10番 松 村 隆 一

説明のために参加した者

村長	曾 我 逸 郎	副村長	河 崎 誠
教育長	松 村 正 明	総務課長	宮 下 健 彦
会計管理者	宮 澤 学	住民税務課長	北 島 眞
保健福祉課長	玉 垣 章 司	振興課長	福 島 喜 弘
建設水道課長	鈴 木 勝	教育次長	座光寺 悟 司

職務のために参加した者

議会事務局長 中 平 千賀夫
書 記 松 村 順 子

平成24年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成24年9月11日 午前9時00分 開議

- 事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 　おはようございます。(一同「おはようございます」)
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。建設水道課長より、一部、訂正の申し出がありますので、発言を許します。
- 建設水道課長 　お手元のほうに正誤表をお渡しをしてあるかと思いますが、昨日、報告をさせていただきました報告第4号 平成23年度中川村水道事業決算に基づく資金不足比率につきまして、その正誤表のとおりでございますが、四捨五入、端数処理の関係で切り捨てをした数字で記載をしてしまいました。正しくは、流動資産のほうでございますが、7の数字が1億7,901万2,671円、流動負債のほうが126万8,654円でございますので、それぞれ四捨五入していただきまして、正しいのところに書いてあります数字、179013、流動負債のほうにつきましては1269のほうにご訂正をいただきたいと思っております。
- 議長 　大変申しわけございませんでした。
では、以上のほうに訂正をお願いします。
日程第1 一般質問を行います。
通告順に発言を許可します。
3番 藤川稔議員。
- 3番 　(藤川 稔君) それでは、本日のトップバッターでございます。よろしく願いをいたします。
それでは、さきに通告いたしました介護予防と認知症対策の推進について質問いたします。
私は、去る3月の議会定例会の一般質問で村民の健康づくり政策についてを取り上げ、主に村民の健康づくりの取り組みと給付費の抑制策についてただしました。
しかし、時間の関係上、十分な質問ができませんでしたので、引き続き高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続するようによりできるようにするにはどうしたらいいのか、行政の対応などをお聞きしたいと思います。
さて、介護保険制度は、社会の高齢化に対応し、要介護者を社会全体で支える新たな仕組みとして平成12年4月から日本の社会保障制度としての介護保険が導入され、今年で13年目を迎えました。
この介護保険制度は3年ごとに見直しが行われる制度で、今年がその年に当たり、中川村においては、第5期介護保険事業が策定をされ、平成24年度から26年度まで

の事業がスタートいたしました。

今後、中川村のみならず、全国的に高齢者の人口の増加、介護認定者の伸び、それに比例して介護給付費の増加が予測される中で、介護保険制度のあり方、介護予防対策、介護保険サービスの充実、そして介護保険料について、村民の多くの皆さんも関心が高いと思われます。

そこで、1点目の質問をさせていただきます。

平成21年度から平成23年度まで展開されてきました第4期介護保険事業の3年を振り返って、重点的にどのような取り組みをされてきたのか、この点についてお伺いをいたします。

○保健福祉課長 　第4期の介護保険事業の予防対策ということでもありますけれども、21年度から23年度までの第4期ということでありましたが、予防教室を重点的になってきておりますけれども、内容を少しずつ見直ししながら、予防教室、行ってきたところであります。

ただ、予防教室の参加者の中には、年齢とか家庭条件によって介護認定者になった方もいるわけでありましてけれども、言い方を変えますと、介護予防教室をしたので、介護認定、認定になるのが遅くなったというようなことができたかというふうに思っております。

各、毎年、開催をしております介護保険事業の懇話会でも、そのところをお話しながら総括をしてきたところであります。

○3番 　(藤川 稔) 第4期は、安心、快適、安心に暮らせるために支え合いの村づくりを基本目標に掲げ、高齢者の健康と生きがいをづくりを初めとする幾つかの施策を展開してきたと思われます。

私は、第4期保険事業計画での重点事項は大きく5つあったように思います。その1つは、高齢者の生きがいをづくりと社会参加、特に高齢者クラブなど、高齢者の活動組織への支援と協力を行うことによって社会参加を促進していくということ、2点目は、健康づくりと介護予防の推進ということで、生涯を通じた健康づくりにみずから積極的に取り組むことができるよう介護予防を健康づくりと一体的に展開していくということ、3点目は、高齢者の自立支援、高齢者が、先ほど申し上げましたとおり住み慣れた地域で尊厳ある人らしい生活を継続できるよう在宅での生活を支援するサービスを提供していくこと、4点目は、認知症高齢者への支援ということで、認知症への理解を図り、早期発見や早期対応のための体制づくり、あるいは認知症になっても地域で安心して生活できるよう認知症ケアを推進していくということ、最後の5点目につきましては、居宅における介護の支援、要介護高齢者を支える家族の負担軽減のために支援するネットワークを構築していくという、この5つの重点事項があったように思います。

私がこの中で最も関心を抱いたのが健康づくりと介護予防の推進でございます。それは、できるならば、介護を必要としないために早くから予防対策を打っていくことの重要性からであります。今後、ますます高齢化が進んでいき、要支援、要介護認定者が年々増加する中で、生きがい、健康づくりや介護予防など、高齢者が地域でいつ

までも元気に生き生きと暮らせるための取り組み、例えば、今も課長からご答弁をいただきました高齢者が気楽にできる予防体操、あるいは予防教室、介護予防の取り組みの重要性を広く村民に周知するためのイベントの展開など、高齢者の団体などと連携して地域全体で進めていくことが介護予防の推進につながると思います。恐らく、こうした視点に立って施策を展開してこられたと思いますけれども、もう少し踏み込んで、第4期において実施された施策とあわせて、その達成度、いわゆる成果はどうであったのか、その点について、いま一度伺いをいたします。

○保健福祉課長 介護予防の関係で事業をいろいろ展開してきておりますけれども、体と頭の体操教室ですとか、脳元気教室ですとか、歯の関係ではハッスル教室というのもありますし、公民館の関係では、共催で元気ばりばり教室といったようなことも展開しておりますけれども、そういったようなことで介護予防をしたいということでやってきたところでありまして、それぞれ、参加者につきましては、多くの方に参加をいただいているということでご了解いただきたいというふうに思います。

○3 番 (藤川 稔) なかなか、その成果というものがはっきり見えるということでもなく、難しい部分かなあとと思いますけれども、そうした教室を、あるいは事業を展開されて、参加者の、そういった事業に対する評価といいますか、参加してよかったなあとか、その評判的なものについては、どんな声を聞かれておられるのか、その点について、もう少しお話をさせていただきたいと思います。

○保健福祉課長 すみません。私のほうは、そんなに参加者からの状況というのは聞いておりませんが、健康体操教室に私も参加したことがありますけれども、体が楽になるとか、こういうの、参加してよかったというような、そのときの参加者の声は聞いております。

○3 番 (藤川 稔) 少しでも、そういった事業に参加することによって健康づくりが推進されれば、それに越したことはないと思います。さらにご尽力をいただきたいと思っております。

次に、第5期介護保険事業計画について伺いをいたします。

中川村の人口と高齢化の状況につきましては、この第5期の計画によれば、平成24年度で5,243人、65歳以上の高齢人口は1,537人、これによって高齢化率が29.14%、約3人に1人が65歳以上の高齢の方ということになるわけですが、当然、高齢化率が上がれば、介護認定者の出現率も上がり、居宅サービス利用者や施設サービス利用者が年々増加する傾向にあります。この傾向を抑えるためにも、先ほど申し上げた健康づくりと介護予防対策が重要なかぎになってくることはご承知のことと思います。

そこで、先ほどの第4期における健康づくりと介護予防の推進施策の検証を踏まえ、第5期において、この健康づくりと介護予防の推進策について、さらにどのような取り組みを行い、成果へとつなげていきたいか、その点について伺いをいたします。

○保健福祉課長 第5期の介護保険事業の予防関係の展開ということでありますけれども、第4期介護保険事業での予防推進の総括を踏まえながら予防事業の内容を、今まで教室という形で多く開催をしてきておりますけれども、そればかりの重視ではなくて、第5期

では教室へ、この参加されない方、できない方、こう、何ていうのかな、うちで引きこもっている方の予防も兼ねて、訪問での、その予防事業というのを取り入れていきたいというふうに考えております。

それから、65歳になる方へ個別訪問を行いまして、被保険者証をお渡しをしながら、予防事業、予防事業等のPRも行っていくということと、それから、今後も地域において介護予防のための自発的な活動が広く実施されて、地域の高齢者がみずから活動に参加してもらえるようにしていきたいというふうに思っております。

介護予防に向けた、その取り組みについては、引き続き地域包括支援センターを中心にやっていきたいというふうに思っております。

○3 番 (藤川 稔) 今の課長の答弁にもございました。特に、そういった事業に出てこられない方、あるいは参加されない方へのフォローというのもの、私も非常に重要なことだと思っております。そういう意味では、大変ではありますけれども、訪問をされて、予防的な手立てをしていく、これは非常にありがたいことだと思っておりますので、ぜひ、大変ではありますけれども、よろしくお願いをしたいと思っております。

次に、第5期における重点施策として高齢者の生きがいがづくりの推進が記述をされております。第4期では高齢者の生きがいがづくりと社会参加と題して施策の展開をされてきた部分に相当する部分かなと、そんなふうに思います。高齢者が生きがいを持って地域や社会とかかわりを持ち続けるためには、高齢者の社会参加や活動を支援していくことが重要であることは言うまでもありません。

とりわけ高齢者クラブ、中川村においては、老人クラブというような言葉で言ってきたんですが、老人という言葉は、ちょっと失礼な部分に値するかなということで、きょうの一般質問では、もう、高齢者という言葉に置きかえて質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今、申し上げたとおり、高齢者クラブなどとの団体との連携を欠かすということにないよう、この連携を図っていくという、この施策が非常に重要なことかなと思っております。

現在、村内には17地区で高齢者クラブが組織化され、活動をしております。組織率は全地区の約6割に相当するわけでありまして、残りの4割につきましては、何らかの事情がありまして組織化されていないというのが実態であります。

私は、高齢者の生きがいがづくりと社会参加について、その一翼を担ってきた村高齢者クラブ連合会が平成20年の3月をもって休会となり、現在に至っているということを知っております。こうした高齢者クラブの全体的な組織が休会となっていることについては、非常に残念な状況であると、そんなふうに思っております。

それで、もう1つ残念なのは、老若男女が集って開催されてきました地区運動会がなくなってしまったことにより、高齢者の方々が集って、それぞれ村民と触れ合って、生きがいと健康づくりをつくっていくという、そういった場が失われていることについては、非常に残念であると、そんなふうに思っております。

私は、こうした高齢者クラブ連合会が復活することは、高齢者の生きがいがづくりや

社会参加推進に大きなインパクトを与えるものと信じているところでございます。

復活を望むとしたら、高齢者の中に、どなたかリーダーシップをとる方がおいでになり、そういった方々が各地区にある高齢者クラブの取りまとめにご尽力をいただければ大変ありがたいかな、つまり、リーダー待望論になってしまいがちですが、行政や公民館なども何らかのきっかけがあれば、そうした働きかけをいただければと思いますが、ご見解はいかがでしょうか。

高齢者クラブ連合会の復活についての質問は、具体的な通告はいたしませんでしたので、申しわけございませんけれども、高齢者の生きがいくつと社会参加推進の関連としてとらえていただければと思います。お願いします。

○保健福祉課長

地区の老人クラブ、昔の言い方で言いますと老人クラブですけれども、地区によっては何箇所もない地区があるわけでありましてけれども、非常に残念だなあというふうに思っております。集まる機会がないというようなことになりまして、話す機会もなくなるということもあります。そのかわりに、社協で行っております、各地区で行っておりますいきいきサロンっていうのがあるわけですけれども、そういったものが、多少、このかわりになるのかなあというふうに思っております。

それから、高齢者憩いの家で生きがいデイサービスというのもやっておりますけれども、そういったところへ出かけていただければ、また、話し相手もあるかなということでありましてけれども、いずれにしましても、それぞれの地区の事情があったりして、そういう状況になっておりますけれども、また、いきいきサロンとか、そういったものを中心にして、また、老人クラブ的なものが復活できればいいかなというふうには感じております。

○3 番

(藤川 稔) 駒ヶ根市においては、駒ヶ根市高齢者クラブ連合会という大きな組織がございまして、市のこういった介護政策の事業推進については、よりどころとして、そういった大きな組織に投げかけをし、その下にある下部組織へも、それが流れ、全体的に大きな動きとして政策の展開をされているということで、非常に大きな役割を担っている組織であります。

中川村においても、ぜひ、そうした、また、連合会がですね、復活をされて、行政としても、そうした事業展開をする中で、連携をとりながら進めていくことが非常に効果が大きいものが得られるんじゃないかと、そんなふうに思いますので、何らかのきっかけがあれば、気にとめていただいて、働きかけをしていただきながら、そういった組織づくりに持って行っていただければと、そんなふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、リハビリ専門スタッフなどを活用した健康づくりと介護予防についてお伺いをいたします。

市町村の介護予防事業に対するリハビリ専門スタッフなどの技術的支援は、関係者の熱心な取り組みの結果、大きな成果を上げ、介護予防事業の推進に大きな役割を果たしているそうです。

平成18年4月の介護保険法の改正により、介護保険制度が予防重視型へとその軸足

を移したことにより、市町村の介護予防事業は、その必要性が高まり、質と量の両面から、ますます充実をしております。

駒ヶ根市では、今月6日から昭和伊南総合病院の回復期リハビリテーション病棟と連携をして地区集会所を会場にした地域介護予防教室モデル事業を開始をいたしました。当面、2つの地区をモデル地区に設定をしまして、リハビリ専門スタッフ、理学療法士でありますとか作業療法士など、また、ソーシャルワーカー、そして保健師などが高齢者の健康づくりと介護予防などを指導し、住民同士の支え合う意識、ソーシャルキャピタルを高めていくという事業だそうです。

私は右に倣えとは言いませんが、こうした事業を実践することは大きな意義があると思っております。

当村においては、こうした専門スタッフの技術支援を受けている事業があればお聞かせをいただきたいと思っております。

○保健福祉課長

リハビリ等の専門スタッフを活用した健康づくりということでありまして、村の職員には、そういうリハビリ専門のスタッフはいないわけでありまして、伊南福祉会から作業療法士、OTさんに来ていただいて、体と頭の体操教室ですとか、認知症、うつ、閉じこもり者への訪問指導、それから、運動機能向上の訪問指導を行っていただいております。

それから、また、民間会社から健康運動指導士という方を派遣してもらいまして、健康体操教室というのを各地区の集会所、保健センター、介護予防センター西館、葛島区民会館で開催をして、健康づくりと介護予防に取り組んでいるところであります。

○3 番

(藤川 稔) ただいまご答弁をいただきました。

関連して1つお伺いいたしますが、それぞれの専門スタッフをお願いをして、来村して指導に当たっておられるということでありまして、それぞれのスタッフが、こう、ばらばらに、事業もばらばらで来ておられるのか、あるいはチームをつくった中で、総合ケアといいますか、そういうものをされているのか、その点はいかがでしょうか。

○保健福祉課長

教室ごとに、先ほど言いました作業療法士、それから健康運動指導士は、教室ごと別々であります。

○3 番

(藤川 稔) わかりました。

いずれにしましても、心身の機能低下の予防でありますとか、機能低下の改善に効果がある、そうした専門のスタッフの技術的支援は介護予防に欠かすことのできない施策だと思います。

私は、そうした個々の教室、あるいは、それに相応する専門スタッフを呼んでケアを施すっていうことも大事でありますけれども、もう1つ、先ほど申し上げたように、作業療法士、あるいは理学療法士などのリハビリ専門スタッフに加え、ソーシャルワーカーでありますとか保健師が、この総合的に一体となって1つの場においてケアすることも重要なことかなあと、そんなふうに思っております。

この5期の事業計画の中途でも結構なんですけれども、そうした総合ケア、やはり、一つ一つのそういったスキルがセットになってやることについては、恐らく住民の高

齢者の方も、その事業に対して非常に興味も高めていただける、そういったメリットもあるんじゃないかと思ひますし、総合的に出てこられる多くの高齢者の参加を促す意味でも、そういった事業も、ひとつ、1年に一度でも結構だと思いますけれども、やっていくことが、非常にそれぞれの持つておられる技術の総合的メリットとしてあるかなあと、そんなふうに私は思っておりますけれども、その点について見解を少しお伺いをしたいと思います。

○保健福祉課長

先ほど、それぞれの教室には、作業療法士とか健康運動指導士ということでお話をしましたけれども、地域包括支援センターの事業として行っておりまして、保健師なり看護師と一緒にしておりますので、藤川議員の言われるように総合のケアという観点からは、ちょっと、少し違うかもしれませんが、一応、そういった職員も参加しておりますので、ということでご理解をいただきたいと思ひます。

それから、今年のところは、年間スケジュールを組みまして、いろんなものが進んでおりますけれども、年度途中でできればですし、また、できなければ来年っていうことで考えていきたというふうに思っております。

○3 番

(藤川 稔) ぜひ、今までの踏襲にとらわれなくて、また新しいアイデアも加味しながら展開をされていくことを希望をいたします。

次に認知症対策についてお伺いをいたします。

昨日も7番議員から話が出ましたが、厚生労働省は、先月24日、2012年の認知症高齢者が推計で305万人に上ると発表をいたしました。65歳以上人口の約1割を占めるということでもあります。つまり10人に1人が認知高齢者ということになるかなと思ひます。これは、従来の予想を上回るハイペースで増加をしており、20年には400万人を超える見通しだそうです。本当に人ごとでない状況となってまいりました。

そこで、1点目は、要開議認定を受けている認知症高齢者の実態についてどのように把握をされているのか、この点についてお伺いをいたします。

○保健福祉課長

認知症高齢者の実態ということでもありますけれども、認知症といひましても、軽度の認知症状のある方から問題行動のある認知症状の方まですべてということでご理解をいただきたいと思ひますが、平成23年度の新規の認定者、きのうもお話しましたが、67名中、何らかの認知症状がある方というのが42名で、全体の62%であります。

それから、23年度に支援とか介護認定を受けた259名の中では、同じように何らかの認知症上のある方というのは171名ということで報告を受けております。

○3 番

(藤川 稔) 恐らく要介護認定を受けておられる認知高齢者以外にも潜在的な方々も中にはおられるんじゃないかと、そんなふうに思ひます。

そこで、過去において認知症に対する意識調査、あるいは実態調査、アンケートなどでとられた経過があるのかどうか、その点について、わかる範囲内で結構でございますので、お答えをお願いしたいと思います。

○保健福祉課長

私が保健福祉課長になってからは、そういうことはしたことはありませんけれども、ちょっと今までの状況については、ちょっと定かではありません。

○3 番

(藤川 稔) 潜在的な認知高齢者の方々の把握でありますとか、全体的な村内に

おける認知症を、何らかの形で、入り口におられる方、あるいは、持つておられても、まだ認定者になっていない方、やはり全体的なデータを把握することが大事なかと、つまり、そういったことで予防対策も少し今までにないような予防が対策が考えられるんじゃないかと、そんなふうに思っております。一度、そういった実態調査を行うことが、今後において認知症予防活動にも生かせると思ひます。

例えば本人や家族にアンケート調査を行うとすれば、全く不安はないのかどうか、あるいは、将来的な不安はあるが、現在は不安はない、あるいは、物忘れが増えたなどの不安もあるが問題なく生活をしている、受診していないが認知症らしき症状があり、生活に支障があるとか、あるいは、医師から認知症であると診断を受けましたとかいうような、例えばですよ、項目でアンケートをとることによって、目に見えない部分で認知症を何らかの形で抱えておられる、あるいは、家族が見て、ううん、ちょっと、これは入り口にいるのかなってというようなことで、今後の、それ以上、認知症状が助長されないような抑え込みといひますかね、事業展開が生きてくるんじゃないかと、そんなふうに思ひます。

そういったアンケート調査につきましては、することによって本人や家族の認知予防に対する意識や関心が高められると思ひますけれども、今後において、そういった1つのアンケート調査のようなものが展開をできるかどうか、その点についていかがお伺いをいたします。

○保健福祉課長

アンケートの関係でありますけれども、実態の把握という点では大事なことかというふうに思っておりますけれども、また担当とも相談をしまして、実施に向けては検討していきたいというふうに思っております。

○3 番

(藤川 稔) よろしくお願ひをしたいと思います。

厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所において、2008年、平成20年でございますが、12月現在の全国における市区町村別人口について、2035年時点での推計値が、もう公表されております。その中で特出すべき点としては、05年、平成17年になりますが、この対比で人口が20%以上減少する自治体が6割以上に上ること、また、住民の4人に1人が75歳以上の後期高齢者と成る自治体が半数を超えてしまうなど、一段と高齢化が進む将来像を予測しているところであります。

さらに、中川村の2010年国勢調査では、65歳以上の高齢人口は1,536人と前回の05年度比で5.1ポイント増加をしており、村内の総人口に占める割合は30%を若干超えた位置にあるなど、中川村におきましても高齢化が一段と進んでいる状況も明らかとなりました。

今後において、経済活動が減退し、税収が落ち、行政サービスに支障を来すことが懸念をされます。

以上のことからわかりますように、日本社会は、高齢化が加速していく中において、だれにでも起こり得る脳の病気として、先ほど申し上げたとおり、認知症患者の増加が危惧をされております。

尊厳を持つて人生の最後まで自分らしくありたい、これは、だれもが望むことであ

りますが、この願いを阻み、深刻な問題としているのが認知症であります。今や、老後の最大の不安とされており、超高齢化社会を迎えようとしている日本にとって、あるいは地域にとっても対策を講じなければならない重要な課題の1つであることは間違いありません。

中川村第5期介護保険事業計画では、2次予防高齢者施策についての記述の中に認知症予防教室と認知症予防プログラムがあります。それぞれの施策をどのように展開をしていくのか、その点についてお伺いをいたします。

○保健福祉課長 認知症の対策ということでありますけれども、昨日もお話をしましたけれども、地域包括支援センターの介護予防事業がありまして、1次予防、2次予防としての体と頭の体操教室、健康体操教室、戸別訪問などを実施をしております。

それから、家族介護支援事業として、認知症予防の食事ということで管理栄養士の講演もしてもらったところであります。

それから、住民への講演会もしてきておりますし、県、その他団体が開催する研修会への参加、それから、広報「なかがわ」ですとか、CATVの文字放送等でもPRをしているところであります。

○3 番 (藤川 稔) わかりました。

次に、同じく事業計画の中に認知症高齢者見守り事業というのがございます。これは、地域における認知高齢者の見守り体制の構築を図るためにいろいろな手立てが記述をされております。この中で認知症サポーターの育成について努力していきたいとありますが、そもそも認知症サポーターとはどのようなものなのかお伺いをいたします。

また、加えて、これまでの育成状況と第5次の中で実際にどのような取り組みを行っていかれるのか、この点についてお伺いをいたします。

○保健福祉課長 認知症サポーターの養成の関係であります。これにつきましては、平成17年に、厚生労働省では、認知症を知り、地域をつくる10カ年キャンペーンというのを開始しまして、その一環として認知症サポーターキャラバン事業というのが始まったわけがあります。

認知症サポーターとは、認知症について理解し、認知症の人や、その家族を温かく見守り、支援するということを目的としているわけでありまして、当初、100万人ということを目標に実施をしておりましたけれども、平成21年度に、その100万人が達成をされまして、新たに平成26年度までに400万人を達成するという目標を掲げて、今、進めているところであります。

村の関係であります。平成20年度から平成23年度まで、毎年1回ずつ、サポーター、認知症サポーター養成講座というのを開催をしてくれておりまして、現在、108名の方がそれを受けられまして、サポーターとなっているということでもあります。

それで、これからであります。今年、役場の職員を対象にして10月～11月にかけて開催をしたいということでありまして、例えば、認知症の症状のある方が役場の窓口へ来るというようなこともあるわけでありまして、そういった方への対応をどう

したらいいかというようなことにもなるかと思っておりますので、役場の職員を対象としてやると、それから、また、今後は、小中学校の児童、生徒ですとか、その保護者を対象に、そういった認知症サポーター養成講座も開催をしていきたいということで考えているところであります。

○3 番 (藤川 稔) 村内においては、今、ご答弁をいただきましたが、100名を超える方が、一応、認知症サポーターとしての受講をされ、資格を得られているということで、非常に多くの方が、そういった養成講座に参加されておられることについては、この数字をお聞きして、びっくりをしております。結構なことだと思いますが、この方々、そうした認知症サポーターというものを認定された後、その活動を、やはり実践をしていくことが非常に大事なことじゃないかと思っております。そういった、せっかく取られた認知症サポーターの資格を生かした取り組み、これが、やっぱり実際にされることによって、実際、成果につながっていくと思っておりますが、実際に、その方々が何か取り組まれたケースがあれば、その点について、もう少しお伺いをしたいと思います。

○保健福祉課長 この認知症のサポーター養成講座であります。一応、受講をしまして、認知症に対する理解を深めてもらうというようなことも主な目的でありますけれども、それを受講したからといって、即、何かを実践するというような、対応とか、いろいろなことはできるかというふうに思いますが、特別自分から何かをするというような形にはなっていないのかなあというふうに、ちょっと思っております。

○3 番 (藤川 稔) いずれにしても、ぜひ、とった、その成果を生かすための施策も考えていくことが大事なことかと思っておりますので、今後において、また、そういった取り組みをしていただくことをお願いをしたいと思います。

次に、認知高齢者を抱えておられる家族に対して、どのような支援を行政としてされておられるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○保健福祉課長 認知症相談窓口の設置と家族の支援策ということでありまして、認知症につきましては、なるべく早くに診断をして、上手に対応していけば、その後の経過とか介護の負担も違ってくると言われておりますけれども、ただ、家族であっても、その認知症の初期症状ですとか、生活の変化に気づかず、受診がおくれたり、認知症かなあと思ってどこに相談していいかわからないというふうなことがあるかというふうに思います。

認知症に関しましては、駒ヶ根市が早くから取り組みを進めておりますけれども、認知症対策の指針となる、その対策の指針のようなものを策定をしているわけでありまして。この中の指針では、医療相談で、いきなり、精神科のほうに受診したりとか、特定に医療機関にかかるのではなくて、まずは、内科の領域で、その普段から対応してもらっているかかりつけ医に相談をしてもらって、それによって、かかりつけ医から必要な医療機関につなげるということをしていくとしているわけでありまして。

それで、このような医療連携を図るために、伊南の4市町村では物忘れ相談表というのを統一をして作成をしたところであります。(実物の掲示) こういった物忘れ相談

表というのでありますけれども、これにつきましては、村内の診療所、それから地域包括支援センターにおいてありますので、心配な方、家族の方は、ぜひ、早目に相談をいただきたいというふうに思っております。

それで、この認知症の医療介護連携として、この相談を受けたかかりつけ医がサポート医療機関へ紹介状を送って、そこで受診後、サポート医療機関からかかりつけ医のほうに返書が来ると、かかりつけ医から連絡表によって地域包括支援センターのほうに、また、情報が提供されるということになっているわけでありまして、このように医療と地域包括支援センター、あわせて本人、家族の支援会といった連携を図る事業が始まりつつあるということをご理解をいただきたいと思えます。

○3 番 (藤川 稔) ただいま、家族への支えについてご答弁をいただきました。

第5次事業計画の中でも、この認知高齢者ケアの推進として、地域全体が認知症を理解して、そして、認知症の高齢者やその家族を支え、安心して暮らすためのネットワークによる支援と連携の仕組みを築いていくと記されているわけですが、今、ご答弁いただいた医療でありますとか、あるいは地域包括ケアセンター、あるいは認知症ご本人、そしてまた、その家族、それぞれが連携をとりながら、今のお話の中では、展開していることもあるというようなことでお伺いをしたわけですが、この第5次で計画されている、このネットワークの支援っていうものは、今、課長がお答えいただいた、そういったものがないようであるのか、あるいは、もう少し踏み込んで、この第5次計画期間中に、もう少し新たなネットワークをつくっていくのか、この第5次で記述されている、この部分については、そんなようなイメージをお持ちになっているのか、今、把握されている範囲で結構でございますので、いま少しお話をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長 とりあえずは、今、お話をしましたように、こういった医療連携によって認知症の方たちについては連携を図っていきたいということで思っております。

○3 番 (藤川 稔) 次に、行政と介護サービス事業者との連携と支援体制についてお伺いをいたします。

現行の介護保険制度では、介護サービスの基盤整備のあり方が見直され、保険者としての市町村の権限が強化をされております。

私が言うまでもありませんが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために創設された地域密着型サービスの指定、あるいは監督権限を市町村が持つておられます。

介護予防対策や認知症予防、総合的なケアを行うためには、先ほども出ましたけれども、保健、医療、福祉の連携はもちろん、地域包括ケアのさらなる推進が必要となります。

とりわけ、介護サービスを提供する事業者との意見交換や情報交換が行政における政策立案の源になることもあると思えますし、また、事業者にあつては、よりよいサービスの提供にもつながると思えます。

そこで、行政とサービス事業者との意見交換や情報交換は、どのような場で、どのように行われておられるのか、実態があれば、その点についてお伺いをしたいと思

ます。

○保健福祉課長 介護サービス事業者との意見交換であります、中川村をエリアとする居宅介護支援事業所の介護支援専門員連絡会というのがありまして、14の事業所が参加をいただいておりますが、そうした連絡会を年6回、開催をしております、また、そのほかに、介護サービス事業者連絡会というのを年1回、開催をしているわけでありまして、それぞれの連絡会から出された意見ですとか、直接、事業所からの要望というのを聞いているところでもあります。

○3 番 (藤川 稔) そうした出された意見や要望につきまして、この介護保険事業計画に生かされておられるのかどうか、その点について引き続きお伺いをいたします。

○保健福祉課長 介護保険事業に生かされているかということですが、介護保険事業懇話会というものもあるわけでありまして、そこにも事業関係者が公募委員ということで入ってもらっておりますし、先ほど言いました事業所連絡会とか、先ほどの介護支援専門連絡会で意見を述べてもらっておりますけれども、そういった意見を聞いて、生かされているというふうに思っております。

それから、ただ、介護保険法といった国の法律に対して、その意見どおりに行かないという点もあるということで、介護報酬の引き上げとか、そういった点については、なかなか、そのすべてが反映されるわけではありませんけれども、生かされているというふうに思っております。

○3 番 (藤川 稔) わかりました。

次に、事業者から、よりよい介護サービスが提供されるためには、事業者への行政支援も必要かと思えます。

現在、事業者に対してどのような支援がされているのか、おありになればお聞かせをいただきたいと思えます。

○保健福祉課長 事業者からの情報提供とか相談につきましては、できる限り対応しているということでありまして、住宅改修とか福祉用具の貸与につきましても、住民にとってよりよい方法の検討、相談が事業者に対しての支援とも言えるかというふうに思っております。

○3 番 (藤川 稔) さらに事業者との連携を深めていただき、村内における介護予防サービスが的確に施されていくよう、手を取り合って進めていただければと、そんなふうに思います。

それでは、質問事項として最後になりますが、24時間地域巡回型訪問介護サービスについてお伺いをいたします。

ご存じのように、24時間巡回型訪問介護サービスは、今年4月の介護保険制度及び介護報酬改定により新設されたサービスであります。

24時間地域巡回型訪問介護サービスは、重度でひとり住まいの高齢者でも在宅で生活していくことが可能になるよう、特養のような切れ目のないサービスを提供していくというコンセプトのもとに設計されましたサービスであります。

その内容は、1日複数回、短時間での定期訪問、また、オペレーターへの連絡で提

供される随時訪問、看護サービスとの一体的なサービス提供、また、時間に制約されることのない柔軟なサービスなど、特養での生活のイメージに近い手厚いケアを在宅でも受けることができるよう高い理想を掲げているこのサービスですけれども、非常にハードルが高いということでございます。

1 つには、サービス導入のコストはどうかということ、また、事業所にとって採算がとれるのかどうか、そして、最大の問題は、スタッフが確保できるかどうかという部分になると思います。

また、中川村のように山間地に位置する地域では、スタッフの移動時間の問題などで早速にはサービスを受けられるような状況にならないと思います。

しかしながら、改定のねらいは地域包括ケアシステムの充実にあるわけでありまして、つまり、国は、施設から在宅へと、そうした名のもので高齢者の在宅ケアを充実していきたいという施策の中で、こういったサービスが、この4月から取り入れられ、スタートをしたいと、そんな位置づけであるかなあと考えております。

加えて、長野県においては、今後、この上伊那圏域における大規模特養などの建設については、もう、これ以上、認めていく考えはないということでもあります。

こうした背景を踏まえて、村内において24時間地域巡回型の訪問介護サービスのニーズが村民のほうから上がってきているのか、また、サービスに対応する事業者の手挙げはあるのか、把握をしておられる部分で結構ですので、最後にお伺いをしたいと思います。

○保健福祉課長 24時間巡回訪問介護サービスにつきましては、今、議員、おっしゃられるとおりでありますけれども、村内のニーズということではありますが、要望につきましては、今のところ聞いていないと、聞こえていないというのが実態であります。

それから、サービス提供事業者につきましても、参入を希望する事業者があれば対応していきたいというふうに思っておりますが、先ほど言いましたように、コストの面、それから採算、スタッフの面というようなこともあるかと思っておりますけれども、今のところ打診をしてきている事業者というのはないわけであります。

○3番 (藤川 稔) いずれにしましても、施設から在宅へという国の方針も、今後、ますます高まってくるかなと思います。そういったことを踏まえて、常々、そういった施策に対応できる体制等も構築していく必要があるかと思っておりますが、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、以上をもちまして私の一般質問を終わりといたします。

○議長 これで藤川稔議員の一般質問を終わります。

次に、6番 大原孝芳議員。

○6番 (大原 孝芳) では、質問をさせていただきます。

2問、挙げさせていただいています。

まず、最初に、村内の小中学校におけるいじめ、不登校、学校不適應などの問題についてお伺いしたいというふうにお願いをします。

まず、特にいじめの問題なんですけど、ここのところへ来て、非常にマスコミ等で大

きく、それは大津市の事件が発端かと思えます。それは、私たちが本当にショッキングではありましたが、学校のいじめに対して警察が入り、そして、それが、いじめというよりも恐喝、あるいは傷害といったような犯罪に当たるんじゃないかと、そういった、過去にもいじめ問題についてはいろんな報道がされましたが、今回ほど国民を震撼させたような事件はなかったかと思えます。そうしたあおりで全国からいろんな、マスコミもそれについて多く取り上げたせいもありますが、いじめ問題が、新聞、また、いろんなメディアによって報道されなかった日は本当に少なかったと思えます。

そうしたことで、私は、中川村がどういうというわけではございませんが、ただ、村民、また保護者、また子どもたちが、本当にこんなことが起きているんだ、また、中川にとっては大丈夫かと、そんなようなことが、多分、ご心配であるし、また、非常に、これから起こり得るんじゃないかといった経緯も踏まえて、今回、こんなことを質問させていただいています。

それで、具体的な問題に入っていきますが、私のいじめ、不登校、学校不適應という1つの、3つぐらいの、そういった問題がすべて同じ因果関係があるとは、ちょっとわかりませんが、そういった中で、現在、過去にも、いろんな、議会の中で不登校の問題とか経過があると思えますが、その今の3つについて、現在、小中学校において、中川村においてはどんなような状況であるかっていうようなことをお聞きしたいと思います。

○教育長 村内の小中学校におけるいじめ、あるいは不登校等の現状ということでもありますけれども、まず初めにいじめについてでありますけれども、現在、小中学校におきまして、いじめはありません。

しかし、いじめというものは、いつでも起こることであり、また、それは絶対に許すことのできないことであるということをお前提にしてとらえております。

一過性の冷やかし、からかい、あるいはたたいたとか、たたかれたとかいうようなけんかのようなものは、時々あるわけでございます。そういう場合には、早期発見、そして早期対応で今までやってきておりますし、そのことが一番大事かというふうに思っております。万一、そういったからかいとかけんかのようなものが起きたときには、まず、子ども同士で、あるいは、担任、学校を交えてしっかり事実確認をしながら話し合いをし、場合によったら保護者を交えて話し合い、お互い理解できる、理解し合って解決をしてきております。

したがって、長期にわたるような、そういう深刻なものは一切ありません。

その際には、そういったことをされた子どもさん、あるいはいじめられた子の心のケアということにも努めてきております。

ただ、一方、子どもたちというのは、日常のいろいろな、そういった些細ないろいろなことがあるわけですけれども、そうしたトラブルを乗り越えていって成長していくものであるということも、私たちが理解しておく必要があるかということをお聞かせいたします。

次に、不登校、それから不適應関係についてでありますけれども、現在、全体で2

～3名というところかというふうに思います。学校の担任、その他、支援員、相談員、中間教室の支援員等々、お互いに連絡を密にして対応してきております。中間教室へ通ったり、また、家で担任とか学習支援員と会って学習をしたり、また、登校はしているんだけど、いろいろ体調を崩しがちで欠席が多くなってしまっているという、そういう子どもさんたちであります。それぞれ、明るい兆しというか、そういったものも見えておりますので、いわゆる全くの引きこもりという状況ではありません。

学校、あるいは村等々、いろいろなところの多くの関係者の努力によりまして、現在、7～8年前に比べますと、そのころは2けたという状況があったわけですが、現在は大幅に減少しているというところでもあります。

特に相談員とか、中間教室の指導員等、村での予算化をしていただいて配置をしたり、また、県のほうの補助をいただいて不登校対策の支援員、また、笑顔で登校支援の事業等の支援員、あるいは学習支援等の配置もいただいておりまして、そういったところの効果が非常に大きいかというふうに思っております。

以上であります。

○6 番 (大原 孝芳) 今の答弁で、特に、まず、いじめは現在ないというふうに断言していただきまして、非常に心強いお言葉だったんですが、今、よく言われるのが、そのいじめという言葉がですね、本当に、例えば、今さっき私が言いましたように、その犯罪的に近いようなものもいじめって言われて、学者の中では、いじめという言葉が適切であるかどうかというところまで、今、論議されているわけですが、教育長、さっき言われたように、あるものとして、いつも考えていらっしゃる、テレビの報道なんかで、よく茅野の小学校の先生が、最近よくクローズアップされまして、非常に、その先生も言われていたんですが、いじめ、子どもたちの、そういう年代の環境の中では、いじめと思わなくてもやってしまうことが、それがいじめであったり、逆に犯罪的な意識がなくても犯罪になってしまったり、そんなような中で、いじめというのはいじめと、あり得ると、あり得ると、そういうふうに言われて、私も、そんなふうに聞いていますし、また、今、教育長の答弁の中でもあり得ると、そういうふうな認識をされているっていうことは、非常に、そのいじめ問題については、私は適切な発言ではないかなというふうに、私は感じています。

それで、ちょっと実態、ちょっと、また大津市の問題に、ちょっと入るんですが、私は、1つの一番の問題はですね、例えば事件が起きたときに、教育委員会、それからの答弁、それから被害者、加害者の保護者、PTAの、つまり保護者がいらっしやいます。父兄がいらっしやいます。それから、大津市の市と、全く言っていることが違い、また、全くそこには信頼関係がなかったと、それで、ああいった、最終的には警察が入り、これから起訴するか、しないかがあり、また、それ以降は司法の手にかかっていくんでしょうけど、つまり、私は、その現場は、よく細かく把握していませんが、信頼関係のないところに、そういったことが発生するわけではないんであります。そうした場合、例えば中川村はうまくいっているということだと思いますが、例えば、その教育委員会とですね、そういう保護者たちが、そういったときに、過去に

もいっぱい、例えば事故が起きると言っていることがお互いに違うという、そういったものをですね、今回は大きな、大津市の場合は起因すると思うんですが、教育長は、例えば、あんなような報道を見られた場合にですね、どんなようなお考えを、例えば、教育現場の中でいらっしやる教育長はどんなふうにお考えになったか、ちょっと、まあ、通告していませんので、ちょっと申しわけないんですが、もし感じる場所がありましたらご答弁をいただきたいと思います。

○教育長 大津の事件につきまして、新聞報道等の範囲しか私はわかりませんので、ここでどうのこうのというコメントは差し控えたいというふうに思っています。本当のところはわからないというところがあるかなあっていることを思っておりますので、そんなようにさせていただきたいと思います。

ただ、一般論として、そういった事件なり事故が起きたときに、やはり、先ほども申しましたように早期発見、早期対応というのが一番の大事なことかというふうに思っております。ただ、早ければすべていいわけじゃありませんので、やはり事実関係というものをきちんととらえて、そしてまた、どういうタイミングで保護者の皆さんに話をすべきか、そういったことを十分に考えてやっていかなきゃいけないというふうに思っております。必要なことは、すべて明らかにしなければいけないし、したがって、言葉で言いますと、迅速で公正で透明な対応をしなければいけないということになります。ただ、現実の問題が起きたときに、どういう時点で、どうっていう、そういう細かなところは、その事案によって変わってくるかなというふうに思っております。

いずれにしても、今、大原議員のおっしゃられました信頼ということは非常に大事さと思っておりますので、その関係がある中でしっかりと対応すべきだというふうに思っております。

ちょっと抽象的な表現ですが、以上であります。

○6 番 (大原 孝芳) じゃあ、次の小項目なんですが、ここにも書いてありますが、中部伊那の議会の研修会がございまして、その中で松川議会のほうから提案されていたんですが、ちょっと読んでみますね。「いじめや不登校、学校不適應などの状況改善に向け、町村へ1名以上のスクールカウンセラーの常備配置を行う。発達障害などにより特別な支援を要する児童、生徒への支援について県費による支援員の人数を増やす。」という、こういった文言の、県のほうへ、各それぞれの議長、議会の議長たちが県へ陳情すると、そういった会議が行われまして、これは採択され、動き出すと思いますが、ちょっと教育長にお伺いしたいんですが、今、村でも今、さっき言われたような村独自の、そういった心の相談員とかですね、それから、今、県費をいただいてやっていると、それと、今、この2つの、町村へ1名以上のスクールカウンセラー、あるいは支援員の人数を増やしてもらおうと、こういった、その必要性っていうものに対して、今、教育長の所管のところでは、どんなようなお考え、あるいは、もっとこれをどんどん進めるべきか、あるいは、中川村においては、今の実態、今、その3つのようないじめ、あるいは不登校、学校不適應のようなものについては対応できると、そ

こら辺は、どんなようにお考えでしょうか。

○教育長 先ほども申しましたけれども、村のほう、村の村費として特別教育への支援員とか、あるいは中間教室指導員、それから相談員、あるいは中学校のほうの心の教室相談員等を配置しているわけですが、財政上の限界とかといったようなこともありまして、それ以上のことはないわけでありまして、特にスクールカウンセラーにつきましては、専門的なその資格を持っている方でありまして、これについては、各学校のほうからも、もう少し学校へ訪問してもらえる時間を増やしてほしいというような声もありますので、そういう要望を出しているわけですが、県全体の、その中から考えると、スクールカウンセラーにつきましては、飯島のほうに拠点校がありまして、中川のほうへは月に1回という形でありまして、飯島のほうでも週に1回ですので、残り3回ということになりますから、そんなに多いわけじゃありませんので、ぜひ、このことについては、もう少し回数を多くする、あるいは人数を増やしていくことは大賛成でありますので、お願いをできればありがたいと思います。

また、支援員につきましても、今、村のほうとしましては、先ほども申したように、西小のほうに特別支援教育の支援員を1人配置しておりますけれども、やはり、これからの状況をいろいろ考えていきますと、両方の小学校、また、少し形は変わりますが、中学校のほうには学習支援員の関係の支援員等も配置が必要な場合も出てくる可能性も考えられますので、ぜひ、こんな点もあわせて、上げていっていただければ大変ありがたいと、いずれにしましても、議員の皆様方がそんなふうに関心を持っていただくことは大変ありがたいことであると思いますので、ぜひ実現が出来ますように強く要望をしていただければありがたいと思います。

以上です。

○6 番 (大原 孝芳) では、次の小項目の3のほうへ入りたいと思います。

今度は、またいじめの問題なんですが、あの津市の事件以来、国・県でも大きくいじめについて積極的に解決について取り組もうと、そういった報道がなされています。私が通告した以降にも、新聞報道等では、文科省、そしてまた県のほうでも具体的にいろんな、つまり、国のほうでは、まず、文科省のほうでは、専門家チームをつくって対策をしよう、それから、県のほうにおいては、それを受けて、10月には県民会議等を発足させ、いじめ根絶を目指す県民会議ということで、センセーショナルに、今、いろいろやっていきたいと、そんなようなことが報道されています。

それで、非常に国・県のやり方というの、なかなか、その現場では、なかなかすぐ対応できないようなこともございまして、その中にも、いきなり中川村、例えば中川村に外部の方が来られても、なかなか、その、非常に、よく状況もわからない方が来られてもですね、非常にうまくいかないんじゃないか、そして、いい面としては、非常に、教育長、言われたように、いろんな先生たちに今まで担うところが多かったところが、先生たちの、少し、本来の学習のほうに目を向けられると、そういったいろんな面があるんですが、例えば、そういった動きが、これから、国・県から教育委員会のほうへ、いろいろ指導、いろいろ提案があると思いますが、具体的に、例えば、

今、教育長が言われたような、現在、行われていて、そして、今も言われたように、私たちが県のほうに陳情された、そういったことも含めて、これから、そういった支援を受けながらですね、どういうふうに取り組んでいくと、取り組んでいくというよりも、起きないってということもあるし、万が一、起きたときにも対応すると、そこら辺を、今、その私が言った幾つかの、そういったことを踏まえて、村としては、今まで以上にどのようなことについて取り組んでいきたいというような、もし、今、お考えがございましたらお聞きしたいと思います。

○教育長 今、話がありました専門家チームとか外部の第三者的な方を招いて、そういった組織をつくるというようなことは、今は考えておりません。

県から出ております指示等につきましては、それに基づいて、いろいろ、市町村の教育委員会、しっかりやれというようなことも書いてありますので、たいおうしてきているところですが、県知事並びに県の教育委員長の連名のメッセージにつきましては、児童、生徒、保護者のほうに全員に配布をいたしました。

また、その問題がかなり大きく報道されてきている県からの指示、そういったものがある前からですが、各学校のいじめ対策委員会、そしてまた、いじめ発見マニュアルといったものがあるわけですが、そういったものを見直して、あるいはまた、再確認をして、子どもたちに当たってもらいたいと、そして、先生方にも、人権感覚、そういったものを研ぎ澄まして日ごろの児童、生徒の様子を観察したり、また、いろんな話をしながら、早目に、そういった問題に気づいてもらいたいと、そして、担任1人で背負うことなく、全職員でかかわってもらうように、そういったことは既に学校のほうへ改めてお願いをしてあります。

そしてまた、日ごろから、そういった対処療法的なことだけではなくて、子どもたちが自分らしく自信を持って、また夢を持って生活できるような、あるいは生きていくことができるような、そんな力もつけるようにしていってもらうように、日ごろの教科学習、その他、いろんな特別活動等々があるわけですので、お願いをしております。

また、万一、そういった困難な問題が発生したときにも、必ず解決の道はあると、そして、ぜひ、それを話せば助けてくれる人が必ずいるんだということ、また、先ほども、ちょっと申しましたけれども、そういったものを乗り越えていけるような、そういう気概を持てる、そういった教育も毎日の中でやってもらうようお願いをしております。

ついでに、ちょっと申し上げますと、万一、まずは、起こり得ないと思っておりますけれども、万一、そういった津のような深刻ないじめの事件が発生した場合には、委員長を中心にして、教育委員会でも、そういった調査対策委員会を設けて、学校の状況を踏まえながら、保護者を踏まえ、場合によっては警察を交えて、先ほども申しましたように、迅速で、そしてまた公正、明朗な対応をしていきたいというふうを考えているところであります。

いずれにしても、学校とは常にいろんなことで連絡を取り合っております、何か

あれば早く連絡をしてほしいと、そして、一緒に考えて、一緒に対応していこうというようになっておりますので。

以上であります。

○6 番 (大原 孝芳) 村民の皆さんも、今の教育長の答弁をお聞きして、本当に安心し、また、心強く思ったと思います。

では、1問目については、以上で質問を終わります。

続きまして、合併せずに自立の村づくりを始めて7年経過したが、これまでのプロセスの検証が必要ではないかといった項目で質問したいと思います。

まず、合併、7年前なんですが、合併問題が、平成の大合併といったことであった時期を、ちょっと私が振り返って述べてみたいと思います。

それは、ちょうど伊南4市町村、中川村、飯島町、それから駒ヶ根、宮田村で合併しようという話が出まして、そこからいち早く宮田村は辞退をしました。それから、残りの、あと3市町村が一緒になろうと、そういったことで動きが始まりまして、そのときに、理由はともかく、このままでは各自自治体ともやっていけないと、それについては、いろんなシミュレーションが出まして、まずは、やっていけないということは、まずお金がないと、これから交付税等も減っていくだろうし、それから、もう、各自自治体が、それぞれ1人でひとり立ち、つまり自立していくことは難しいだろうと、そういった説明の中で、大きく住民たちは驚いたし、突然、当時は小泉内閣だったと思いますが、当然、大きく動揺したと思います。それは、つまり、私たちが普段生活しているのに、合併しないとすごく生活が大変だ、あるいは住民サービスが悪いといった、そういう意識がないままに、いきなり国から合併をしろと、それについては、いろんなメリットがありますっていった、そういったものを提示され、それから、例えば中川村については、これから先、自立はできないと、自立した場合には、当然、お金が足りなくなるから皆さんたちは大変なことになりますよと、そういった説明があったんじゃないかと思っています。

また、私たちも、当時、議会にいましたので、いろんな協議会等の、合併協議会等ができて、その中でいろんなものを提示されたわけでございますが、このままではやっていけないと、そういったあらゆるものが、いろいろ準備されて出てきたような経過がございました。

それから、つまり、村民は、例えば中川村について言えば、村民は、やっていけないと言ったら、皆さん必ず不安になりますね、だれだって、そうしたことが、本当に、じゃあ、その正しい資料が出されたかということ、あるいは、本当にそれが本当であるかということ調べ出したのが住民、中川村の住民運動的なものではなかったかと思っています。その中で、中川村は、3市町村の中でいち早く住民投票条例を住民側から提出され、それを議会で承認され、実際に住民投票が行われたわけでございます。そうしたときに、中川村は、その結果は、中川村は、合併したいという方が半数を、過半数を越えました。それから、飯島、駒ヶ根は、反対票が多かったわけで、結果的には合併に至りませんでした。

私は、今回、質問するについて、中川村の皆さんは、あの当時は、一度は合併したいとする方が多いといったことで、そういった道を一度は選択したわけでありまして。そして、今日、7年間、曾我村長のもとで自立の道という歩みを始めて7年が経ちましたが、現在、合併せずにして本当によかったのか、あるいは、仕方なかったから自立の道を歩んだのか、それとも合併したほうがよかったのか、そういったことを、再度、今の情勢、あるいは、今の自分たちの置かれている立場を省みながら検証する必要があるんじゃないかと、それは、私は、行政のほうでそれを作文化する必要は、私は何もないと思いますが、村民の皆さんに、ぜひ、一度、もう一度、現在の私たちが暮らしているこの時点で、合併というものはどういうことを持ち出したかと、そういったことを検証しながら、いろいろ学んでいきたい、また、将来に向かって学んでいくことが必要じゃないかと、そんな意味で質問をさせていただきます。

まず、村長は、就任する前に、合併反対のグループと一緒に活動されていたと思います。そうしたときに、一村民として、村長になる前ですから、役場、また議会、そういったところを外から見えていまして、どんなふうな思いを持っていたのでしょうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○村 長 私が中川村に、何ていうんですか、フルタイムっていうか、週末だけではなくて、フルタイムで中川村に暮らすようになったのは2002年の終わりぐらいだったと思います。12月とかじゃなかったかと思います。そういうことで、村での生活も、そんなにしっかりと溶け込んでいろんなことをやっていたというわけではないので、その当時の私として、役場とか議会について、どういう思いがあったかというふうなことを言いますと、余りないというか、合併問題も、最初は、非常に人ごとというか、まあ、そういう、よそからぽつと来ただけで、畑をちょっと借りてやっていたりとか、自分でやりたいことがあったりとか、そっちのほうのことが、もちろん、ありましたから、合併問題についても、お手伝いをというふうなお話をいただいたときには、大変困惑したというか、まあ、余り関係ないなというような感じがありました。そんな中で、いろいろお世話にもなっているし、多少、ビラ配りくらいはというふうなことで参加をしたんですけども、特に印象に残っているのは、その柳沢で説明会があったんですけども、そのときに、今、おっしゃったとおり、合併をしないと、いろんなサービス、そこで言った、今、ちょっと思い出すのは、入学のときに配る、カバンを配ったりするような、そういうようなことも、もはやできなくなるし、あと、いろんな利用料の類なんかも値上げをしないとやっていけないし、それもいつまで続くかわからない、何よりも村の財政そのものが遠からず破綻をしまして、村自体がやっていけなくなるんだというような、そんなお話があったかと思っています。それは、全般的なお話なんですけど、特に一番印象に残ったのは、その合併した場合と合併しない場合というふうなことで、交付税がどうなるかっていうふうなお話で、合併をしなければ、自立で行くと交付税ががんと減らされてしまうんだというような説明があったんです。合併すれば交付税が維持されるけれども、合併をしないと交付税が減らされるという説明があったんです。それは、私がうろ覚えで勉強したと全く裏返しなので、その

後で、いや、先ほど、こういう説明があったけども、そうなんですかと、こう、表があって、合併したら減らされて、合併しないと維持されるっていうのは、それは、合併すると、その大きな町になるから、市になるから、いろんなことが効率化されて、だから交付税が下げられる、それが合併のねらいじゃないですかというふうなこと、そういう私は理解をしていたので、そのことを聞いたんですけども、そのときのお話では、違いますと、合併をすると下げられるというのが説明があったので、ちょっとその説明に、ものすごく不信感をいただいた、これは全然裏返しじゃないのかなというふうなところが、それが、そのことがきっかけになって、結構、勉強するようになりました。その中で、いろいろと、その合併した場合のシミュレーションと合併しない場合のシミュレーションっていうのが、必ずしも同じ条件でシミュレーションが計算されていないというふうなこともわかってきたりっていうふうなことがあって、じゃあ、合併した場合のシミュレーションのものと数字で合併しない場合をそのまま当てはめてみたらどうなるのかみたいなことの数字なんかも出してみたところ、そうすると、最初はしんどいけど、その後は、いい方の数字を使えば、何か、そうひどくもならないような結果になっちゃうんじゃないのかなみたいなことが、その数字の置きかえをしてみると出てくるというふうなことで、ますますいろんなことを考えて、少し主体的に参加をするようになったというふうなことがあります。

何よりも感じたのは、私は、中川村に来たばかりだけど、中川村の、こんなにすてきな所があるんだと、いろんなおいしい物もあるし、景色もすばらしいし、暮らしていっていらっしゃる方々もすばらしい、親切な方ばかりだし、おもしろい方がいらっしゃるし、いろんなお祭りとか、本当に、こう、年中いろんなことがあってですね、もう、いいことがいっぱいある、飽きないというふうな感じがあったので、そんなに、だけでも、そのことが、ほとんど関西方面の方とかには、中川村というものがあること自体知られていないというふうなところがあって、じゃあ、こういう、この村での暮らしみたいなものすばらしさみたいなことが、何も、こう、知られないまま、何もそれを上手に利用することのないまま合併してしまうのは、ちょっともったいない、これを、今ある、この中川村の、この私たちだけが楽しんでいる、この楽しさを、もうちょっと生かすことによって、中川村って、もっといろんなやりようがあるのに、それをやらずに合併してしまうのは、すごくもったいないなというふうなことを感じていたというふうなこともあって、じゃあ、それを、ちょっと村の、今、言っている内発的ということなんで、それが、今、なっていますけども、中川村のよさを生かして、私たちの暮らしを成り立たせる努力ということもやってみなくちゃ、やってみる価値があるんじゃないのと、それをしないままで合併して、もう、お預けしてしまうのはもったいないなというふうな、そんな思いがありましたので、そんなことをしました。

実際は、やっぱり、合併してしまうと、中川村は上伊那の一番外れですし、駒ヶ根とくっついていた場合だったら、そんなに駒ヶ根とね、伊南バイパスもできてきたし、そんなに遠いということにはならないですけど、もし、駒ヶ根と、今度、上伊那が1

つのまちになるとかいう話が発展していった場合は、本当に一番外れのぐらいになってしまうというふうなことで、ここの今の中川村である限りは、少なくとも村の中でこういう問題があるよというふうなことを、こういうふうな形で議員の皆さんからも問題提起をいただいて、ここを何とかせにやいかんのじゃないかとか、ここの可能性をもう少し引っ張り出そうよっていうふうなことを我々自身で考えて取り組んでいくことができるっていうのが、それが、例えば駒ヶ根の中での中川村の位置づけ、あるいは上伊那の全体、大伊那市の中の中川村の位置づけというふうなことになってくるんですね、果たして我々の問題意識がどこまで自分たちの自治として取り組めるのかといったところについては、非常に心もとなくなってしまうのではないかなというふうに思いますので、そういう意味では、合併せずに自分たちで自分たちのこれからのことについて考えたり、それから、取り組んだりっていうふうなことができる状況を残したというふうなことは、すごくよかったなと思います。

あと、もう1つは、その当時、合併特例債というふうな言葉があって、それがすごく、ニンジンといいますか、そういうものだったかと思いますけども、合併特例債がぼんと使えるものが来るんだけど、特例債ですから、後、返さなくてはいけないというふうなことで、そのとき思ったのは、特例債を借りてわあっといろんなことをしても、今度、それを返さなくてはいけないことだと、状況が生まれてくるし、そしてまた、合併したことによって合理化が進んだでしょうと、だから交付税を下げますと、そもそもの初めの話から、何年、何年後、ちょっと忘れちゃったけども、暫定措置を置いた後は、その大きくなった市の交付税の額に減らしていくというふうなことは、きちんと説明されていたことですから、ある程度、合併から時間がたつと、特例債は返さなくてはいけないわ、交付税は減らされてくるわということが起きてくる、そろそろそういう時期が近づいているのかも、もう始まっているのかっていうふうな気がしますけども、そんなことで、今、その当時から思っていましたけども、やっぱり合併はしなくてよかったのではないかなっていうふうなことを思います。

もっと言えば、地政学的なことも、ついでながら申し上げますと、やっぱり上伊那と下伊那があって、飯田中心の部分と、伊那市があって駒ヶ根市があってっていう中で、大きなマーケットがぼんぼんとある中でですね、そのマーケットとマーケットのはざまに中川村はあるかと思うんですけども、これから伊南バイパスとかができてきて、竜東線なんかもつながってくると、上下伊那が一体化してくるし、それから、リニアの駅なんかも比較的上伊那に近い所にできてくるということになってくると、まあ、上下伊那で1つのまとまりになってくると、それが大きなマーケットになった暁には、そのちょうど真ん中に中川村があるっていうことですから、中川村の村外っていうか、こう、力を発揮できる余地はさらに広がってくるので、自立、自主性を残している中川村は、やりようによってはいろんな可能性があるんじゃないかなというふうに思います。

○6 番 (大原 孝芳) 私も村民の皆さんに、例えば、今、いろんな近所で、いろんな懇親会とかがあったときに、なかなか、その村民の中から、ああ、合併しなくてよかった

よねとか、あるいは、その逆のような話は、なかなか出てこないっていうのが、村長はお聞きしているかもしれませんが、私も合併しなくてよかったなと思います、当時、また、もとへちょっと戻りますが、住民投票を、もし、私は、議会側にいましたので思いましたが、住民投票が、多分、なかったら、説明会を各地区で、みんな、それぞれ行って、何回行って、それ以降は、全部、議会で決議しようと、それで合併を決めると、そういった前提が、みんな、3市町村が口をそろえてやっていたと思います。ところが、中川村が、そういったことで、住民から条例案を提起され、まあ、逆から見れば、住民投票をやらざるを得なくなってしまったという、そんなような状況だったと思います。したがって、もし、あれがなかったら、恐らく、中川村の、私の感じとしては、中川村も恐らく、また、ほかの2市町、市も町も、恐らく議会では可決され、合併されたのではないかと、そんな憶測を言っても仕方ないんですが、そういった状況にあったと思います。そのくらい、私は、あの住民投票っていうのは、非常に大きな意味をなしたと、そんなふうに、中川村は、たまたま、中川村村民は合併したいという方が多かったんですが、そういった結果になったと思います。

あと、また、今、村長が言われたように、私も、もっと村民の方から、いや、合併したほうがよかったっていう声も、あってもおかしくないと思うし、また、今は、しなくてよかったねっていう意見もあったり、なかなか、そういったことが、話として、なかなか私のところには伝わって来ないんですが、何か、私は、ぜひ、また、きょうテレビを見ている皆さんが、また、そんなことがあったら、ぜひ、そんなことをざっくばらんに言っていただくことが非常にいいのではないかと、それからまた、現在の、じゃあ、行政、あるいは議会のあり方についても、やっぱり、そういった観点から、また、見ていただければ、私たちは、本当にやりがいがあるし、また、それに向かってやっていかなきゃいけないっていう、その責務も感じるところでございます。

次に、村長は、それ以降、村長選がございまして、曾我村長が誕生したわけです。曾我村長の誕生というのは、もう、まさしく自立の道を歩むという、本当に大きなテーマを持って、村長にとっても初めての経験でありますし、本当に暗中模索の第一歩だったのではないかと感じます。

そうした中で、村長が、先ほど言ったように交付税の問題とか財政の問題があるんですが、一番、村長が始めて、その不安だった要素があると思いますが、一番留意されたこととかですかね、そのときの、当選したときの思いというものを聞かせていただきたいと思いますが。

○村 長 まあ、当時も言われていましたし、全くそのとおりなんですけども、私は、中川村のことを余り知らない、ほとんど知らないし、地縁、血縁もないし、それにまた行政経験もない、行政の仕組みとかいうふうなことも知らないというふうなことがありますし、役場の職員だって、どこにどういう人がいて、どんなあれなのかとかね、今でも、その村内の方がよく言うんですけども、交差点ですれ違ったときに、1台の車で乗って通りかかって会釈したんですけども、あの男性と、こっちの隣の女性は夫婦だったんだったっていうふうなことを、やっとなら、そこで知るとかですかね、別々にはお話しして

るけども夫婦だっていることを知らなかったりっていうふうなことが今でもあったりするっていうふうなことが時々あったりするんですけど、そんな状況ですので、非常に、間違いなく行けるのかどうかっていうことは、非常に心配というか、不安がありました。

それで、まあ、行政の仕事というの、だから、ね、普通の民間企業だったら、これだけ投資して、これだけもうかってというふうな、割と、こう、単純な判断で物事は進んでいけるわけですけども、行政の仕事というのは、じゃあ、何が目的なのかとか、いろんなことを考えていくと、数値化できるものでもないだろうし、何かなというふうなことを考えました。その一応の結論というのは、住民の皆さんが、こう、無用な、要らない不安を感じずに、それぞれの暮らしにとか、そのこだわって頑張りたいこととか、そういうものに頑張れるように周囲の環境を整えるのが行政の仕事だというふうに思いました。それは、例えば、安心な水があるとか、ごみも捨てられるとか、病院にかかれるとか、先ほどの対応だとか、いろんなこととかで、その辺のサポートをしていくというふうなことが、まず1つ、それから、もう1つは、いろんな方、農家の方がいろんなことでもうかるようにこんなことをしたいなとか、いろんな投資を、こう、先ほど申し上げたような中川村のよさを売り出してこうという方が、いろんなことを考えたときに、そういうことが、大きな、その負担とといいますか、ハードルがあって、それを乗り越えられないっていうよりも、少し、それがやりやすくなってチャレンジできるっていうふうなことをしつらえていく必要があるなというふうなことを思いまして、例えば、加工所、つくっちゃオの加工所なんかも、ああいうものがあれば、そういうのを利用したい方に利用していただいて、加工品の製造とかにチャレンジをしていただければいいだろうとか、そういうような、バンビーニだったら、子どものことで悩んでいる方なんかは、その悩みが少し解消されるかなと、いろいろ、そういう、何ていうのかな、いろんな人がいろんなことを、自分の思いを、こう、実現に向けて歩いていきやすい、それを邪魔するものをなるべくないような環境をつくるっていうのが行政の仕事かなというふうに思いまして、それが一番、そのおっしゃったところの気にしているところ、テーマというか、そういうことかなあというふうに思います。ただ、そこで、あとは、こちらで整えているつもりの中です、村民の皆さんに、いろんなこと、活動を取り組んでいただいて、舞台上で精いっぱい暴れていたとありがたいのかなというふうなのが、今、次の課題かなというふうに思っています。

○6 番 (大原 孝芳) では、最後の質問になります。

合併問題を私たちは経験しまして、本当に思ったことは、私たちが、地域主権、あるいは、本当に地方自治体っていうのは、基礎自治体っていうのは大事だという、国で本当に言われながらも、時として、こういった非常に権力的なことが行使されてしまうという、ここにも書いてありますが、私たちの思いとは全然かけ離れた国の理由で、私たちの生活圏とまでは言いませんが、大きな未来志向をどこかの形でベクトルを変えられてしまうといった、そういった大きなことが起き得るということを、あつ

てはならないんですが、前提として、また、今、村長も、さっきのところでもいろいろ国の政治について言いましたが、国の今の議会の事情で交付税の配付がおくれてしまうといった、そういった、こう、やっぱり、国というものが、私たちと、基礎自治体とどんな関係にあるか、ただお金をやって、まあ、やるから、お前たちは言うことをきけみたいな、そんな関係ではないわけでありますが、実態としては、そういったことが、我々、本当に村民に、国のそういったことが大きいのしかかってきてしまう今日、中川村が——中川村というよりも、私たち5,000人の村が、これから、こうした合併という1つの問題をクリアして今日に至っていることを教訓に、村長は、村の将来というものを、例えば、今、お考えの時点で、そういった、その国と地方の関係とかですね、そういったことについてどんなようなお考えを持っているか、最後に聞きたいと思います。

○村長 国の政策の現状については、おっしゃるとおり、大変、何というか、歯がゆいというか、選挙の約束も全然守らないということ自体を、守らないだけじゃなくて、守らないことの何が悪いのというような気配さえ醸し出しているというふうなところで、まあ、いろんな原発の問題等々で首相官邸前とか国会議事堂前にあれだけのたくさんの方が集まっているにもかかわらず、その周辺にいるはずの国会議員の方々は、ほとんど顔も出さないし、首相自身も、まあ、いろいろ言われて、やっと、この間、ちょっとアライバづくり的に面会をしたというふうな、といて、それによって何か学ぼうという姿勢もないというふうな、そういう状況かなと思います。だから、本当に国民の声というか思いというのが、どんなふうになれば国の方向に届けられるのかというふうなところについては、すごく、こう、絶望的というのは、余り絶望もしちゃいかんのですが、難しいのかなと、選挙の、何か、じゃあ、投票先も、それは、いろいろ、それぞれの、いろいろあるでしょうけど、私なんかは、なかなか投票先もないじゃんかみたいな感じもしちゃうぐらいでございますけども、そういうふうなところで、国に対して、直接、何かを言ったり、国に問いかけたりというふうなところが、チャンネルがすべて遮断されているような気がするというふうに思いますが、そんな中で、そういうふうには、基礎自治体のところでは、いろんなことが、まあ、例えば、脱原発を目指す首長会議なんかは、そういう1つの脱原発というテーマで国に対して物を言っているという集まりです。必ずしも地元自治体はそんなに多くない、全くなくはなくて、東海村の村長さんとかもいらっしゃいますけども、多いわけではないので、一番、こう、しがらみにどっぷりつかっている所が、すぐに、その会議に入ってくるかどうか分かりませんが、それにしても、基礎自治体のところでの住民の暮らし、住民の命を考えたときに、我々は原発に反対するんだというふうなことで連携をしていく、そのネットワークがだんだんきめが細かくなっていくというふうなことの中で、原発の地元についても、なかなか賛同が得られないというふうなことになってくれば、原発の息の根をだんだん絞めていくことができるのではないかなと思っておりますので、そういう形での、まあ、くせ玉かもしれませんが、直接、国に言っても、そのチャンネルがないんだしたら、基礎自治体のところ

でのネットワークで国民の思いを実現していくという方法もあるのかなというふうに思います。

もう1つは、ちょっと最近、余りご連絡とかがないので活動が少し低下しているかもしれませんが、広島市の平和市長会議なんか、あれも非常に世界的なネットワークがあって、前にも申し上げたかもしれませんが、パレスチナとイスラエルの自治体が、あの壁をはさんでですね、両方が、その平和市長会議に加盟していると、だから、国と国とがどういう状況になっても、パレスチナのまちとイスラエルのまちとが、ともに平和市長会議に加盟しているというような状況がある、そこから何かの会話が生まれてくるかもしれないし、そういう意味で行けば、その国境をもまたいでですね、自治体が何かを、根をつくっていくというふうなことだって可能なかもしれないと思います。

それから、日本で最も美しい村連合、これは、もう、政治色は全くといっていいぐらいないところなんですけども、そちらのほうとしては、自分たちの、さっき申し上げた地域の持っている可能性やよさというものを磨いて、それを、こう、上手に、はっきり言って商品化をしてですね、その地域の暮らしが成り立って、後継者が、その地域のよさをますます大事にしながら、ますます発展していく、地域のよさが残されて、地域が栄えて、子どもたちが暮らせるようにしていこうというふうな考えのネットワークですので、これも、また1つの経済効率万能主義とは違うところの日本の伝統的なよさとか文化とかを大事にすることによって、逆転の発想で生きていこうよと、持続可能にしていこうよというふうなことなんで、まあ、その辺のネットワークというものもありますので、国がやろうとしている、何か、どこでどういうふうな考えがそんなふうになっているのかわかりませんが、TPPだとか、オスプレイだとか、いろんな問題があるわけなんですけども、増税の問題とか、その、全然、こう、無視して勝手にやっているのに対して、もうちょっと基礎自治体は住民と密接な関係があるわけですから、住民の声とともにネットワーク化して行って、国を塗りかえていく、オセロで言えば、黒いところに白がぽつぽつと広がっていけば、ぱたぱたぱたっと白が増えていくようなことをですね、基礎自治体の連携の中でできれば、1つの国を変える方法かもしれないなと思います。

○6番 (大原 孝芳) 今の村長の答弁の中で、私たち議会、また、当然、役場の皆さんもそうなんですけども、やっぱり、今、私も聞いていて感じたことは、やっぱり、住民の皆さんと一緒に、皆さん、住民の皆さんも一緒に考えていかなきゃいけないし、また、国政選挙も間近に始まりますが、この国って本当にどこへ行くんだろう、また、私たちがどう、つまり、私たちがそういったところに泳がされるのではなくて、やっぱり、私たち自身が、やっぱり1つのスタンスで、やっぱり村のことを考え、また、自分たちの将来、また、自分たちの子孫に対して、こうありたい、また、持続可能な社会をどうやってつくっていくかっていう、そういう意識が非常に大事じゃないかと、そんなことを、今、痛感したわけでございます。

以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開を11時5分とします。
[午前10時53分 休憩]
[午前11時05分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。
1番 中塚礼次郎議員。

○1番 (中塚礼次郎) 今、私たちの健康を保ち、維持していく身体機能の中で、最も身近でありながら健康意識の意思から遠い存在になっている、それは歯と口腔の健康に対する意識ではないかというふうに私は考えます。
私は、さきに通告いたしました村民の歯及び口腔の健康づくりに向けた取り組みについて質問したいというふうに思います。
ご承知のように、歯は、単に食べ物を咀嚼するというだけでなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るために重要であり、健康の原点とも言われています。
乳幼児期、学齢期、成人期及び高齢期のライフステージごとに歯科検診等の歯及び口腔の健康づくりを充実させ、効果的に推進するために、県は歯科保険に関して、幼児、児童及び生徒の歯科疾患の状況について、毎年、実態調査を実施しています。
県のこの調査に基づく村の調査結果について質問いたします。お願いします。

○保健福祉課長 歯と口腔の機能のケアというのは、今、議員、言われるように、心身ともに健康な生活を送る上でとても重要であるわけであります。
村では、歯科に関する事業として、妊婦さんから90歳代まで、幅広くさまざまな取り組みを展開をしているわけであります。
最初に保健センターでの業務の関係ですが、2歳児・3歳児の歯科検診、7ヶ月・12ヶ月・18ヶ月・2歳児健診での歯科指導、保育園での歯科指導、小学校、中学校での歯科指導、それから、集いの広場での口腔衛生指導、母親学級での口腔衛生指導、保健補導員会での同じような口腔衛生指導、地区の健康学習会といったものがあるわけであります。
包括支援センターのほうでは、地域支援事業における訪問歯科検診ですとか訪問歯科指導、口腔出前講座というのがありますし、介護者教室で口腔機能と介護予防というような講演会もしているわけであります。
幼児の歯科の状況でありますけれども、母子保健法に基づく歯科検診としては、1歳6ヶ月、それから3歳児での検診があるわけでありますが、村では、幼児の虫歯が急激に増加してくるのが1歳6ヶ月よりも2歳からであるというようなことから、下平歯科医院の下平先生の助言とか協力もいただきまして、2歳児と3歳児で歯科検診を行っているわけであります。
23年度の状況であります。2歳児の状況としましては、虫歯のない幼児の割合が村では96%ということで、25人中24人に虫歯がないという状況であります。3歳児では、同じように90.7%ということで、43人中39人が虫歯がないというようなことで、幼児のうち比較的、よい状態を保っているのかなあというふうに思っております。

○教育長 す。
小中学校の関係ですけれども、学校保健統計の中の歯及び口腔の検査、その中に当たるものになります。校医である歯科医師の検診によりまして、齲歯、そして治療の処置の完了、未処置、あるいは歯肉の状況、歯疾患等が項目として入っております。
検査結果でありますけれども、全体的に見ますと、やや齲歯の保有率、つまり虫歯の保有率が郡全体の平均よりやや高めであるかなあというところであります。やはり、逆に申し上げれば、齲歯のない者、先ほど、幼児の場合には非常に虫歯のない子どもたちが多いわけですけれども、小中学校になりますと、やや、それが少なくなりまして、全体の約、はっきりした数字はあれですけれども、約25ないし30くらいになってくるかなあ、%くらいになってくる方がいるように思います。したがって、家庭での早期の治療を進めてもらっているところであります。
歯の衛生につきましては、学校のほうでも日々努力をしております。丁寧な歯磨き、食事の後の歯磨きの励行とともに、もう1つは、よくかむこと、唾液の働きによることが大事だそうでありますので、かむこと、そして、野菜を多くとるというようなこと、そういうことも歯の衛生に大事だというふうに言われておりました。そういったこともあわせて指導をしているところであります。
以上です。

○1番 (中塚礼次郎) ただいま県の調査に基づく村の調査結果について福祉課長と教育長のほうからそれぞれ数字的な報告がありました。県はですね、すべての県民が住み慣れた地域において生涯を通じて必要な歯科に関する保健医療サービスを受けることができることによって県民が健康で明るく暮らせる社会づくりに資することを目標として実効性のある施策の具体化をさせるために長野県歯科保健推進条例というのを制定いたしました。これは、平成22年10月の21日に施行されているわけですけれども、県の歯科保健推進計画に基づく中川村歯科保健推進計画の作成ということが必要というふうに私は考えるわけですけれども、村の考えと、そのことへの取り組みの状況が、もし、あればということで質問いたします。

○保健福祉課長 村の歯科保健推進計画の作成ということでありますけれども、現在、厚生労働省から平成25年度からの次期国民健康づくり運動プランというものが提示をされておりました。これには、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣の改善等を通じて子どもから高齢者までライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能になるよう国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示すとされておりました。平成25年度から10年間取り組むとされているわけであります。
村では、この運動を効果的に推進するものとして健康増進計画の策定というものの準備を、今、進めているところであります。この中で、特に循環器疾患、糖尿病、がん等の生活習慣病の発症と重症化予防の徹底に重点を置いた対策を推進することとなっておりますけれども、特に最近では歯及び口腔の健康と糖尿病等の生活習慣病との関連性が指摘をされているところでありまして、このことも踏まえて平成25年度か

らの健康増進計画の中にこの歯と口腔の健康に関するものを位置づけようということ
で進めているわけでありまして、先ほど言われましたように、長野県歯科保健推進条
例ということもありますけれども、それらを踏まえた中で、この中に入れていきたい
というふうに考えております。

○1 番 (中塚礼次郎) 今、福祉課長のほうから25年度からの10年間の取り組みの中で、
私が言いましたような中川村歯科保健推進計画というふうなものとは違うかというふ
うに思いますが、その歯科の健康に関するものも織り込みながら計画を考えていると
いうことでありますので、ぜひ、十分な検討を加えて実施をできるようにしていっ
ただきたいというふうに思います。

次に、80歳まで自分の歯を20本以上維持することを目的とした取り組みとして、
8020運動の推進と、その取り組み状況についてですが、多年にわたる8020運
動の推進によって県民の歯及び口腔の健康に対する意識っていうのは高まってきた
というふうに言われていますが、中川村村民の意識についてはどのようなこと
で、福祉課長の今の認識として、県では、そういった、一応、評価もあるというこ
とですが、その点についてお聞きします。

○保健福祉課長 8020運動というのは、今、議員、おっしゃられたように、80歳で20本以上の
自分の歯を保つということでありまして、生涯、健康な口腔の状態を保つこと
は、その生活習慣病の予防ですとか生活の質の向上に深く関与をしてくるわけであり
まして、村では、年1回、中川村地域歯科保健推進協議会というのを開催をしており
ますけれども、歯科医院の先生ですとか診療所の先生、歯科衛生士ですとか村の保健
事業、地域支援事業の担当で構成をしている、その推進協議会を開催をしているわ
けであります。そこで村の歯科保健について評価とか対策等を検討する場を設けて
行っているわけでありまして。

この運動については、乳幼児期から口腔衛生についての理解が重要であるために歯
科衛生士による具体的な指導をしているわけでありまして、先ほどもお話しましたが、
妊娠期から乳幼児期までの指導、それから学童期の指導、それから一般住民への指導
としましては、CATVを使って歯科衛生士による口腔衛生指導というのを、年2回、
実施をしているわけでありまして。また、介護予防事業として、在宅の要介護者で口腔
保健指導が必要な方については、歯科衛生士が訪問して具体的な指導をしております
し、また、希望に応じて訪問歯科検診というのも行っているところであります。

住民の意識でありますけれども、大事なことというふうにわかっているかと思いま
すけれども、なかなか普段はそんなに気にしていないというふうに思っておりますけ
れども、いろんな機会を通じて重要性というのをアピールしていきたいというふうに
考えております。

○1 番 (中塚礼次郎) 村としての取り組みでは、今、課長のほうから説明がありましたけ
ど、保健センターが行う生活習慣病対策、地域歯科保健事業として、課長のほうから
説明のあった母子から始まって一般住民の口腔衛生指導というふうなことでやられ
てきているわけでありまして、これらの事業が、年間、取り組みがされているわ

けですが、私は、この中で、特に学齢期と高齢期の間の成人期の歯と口腔の健康管理
ということが非常に重要だというふうに考えます。歯科医の小平先生にも話を伺いま
したし、自分の経験からも、幼児期から学齢期までは、検診的なことがそれぞれのと
ころでやられて、非常にそれに対する意識が高いわけですが、成人期になって
仕事を持ったり家庭を持ったりというふうなことで、なかなか、最初に言いましたよ
うに、歯の健康に対する意識っていうのは、どうして遠くなってしまうということで、
歯が相当痛くなってこなければ医者に行かない、行って、ちょっと直れば、それで、
そのまま終わってしまうというふうなことで、なかなか成人期の歯科の健康という
ことでは、意識もそうですし、そういう点では、その部分の成人期の健康管理という
ことを私は非常に大事じゃないかというふうに思うわけでありまして。8020運動を
推進していく上でも、そういった取り組みが大変重要だというふうにおもいますが、
先ほど課長のほうから、成人意識の、そういった保健センターで行う事業の中で、私、
ちょっと、そういった意識を持った参加者たちがどのくらいいるのかというふうな、
取り組みのその部分の状況について、もう少し、ちょっと詳しく、呼びかけるけど少
ないとか、多分、幼児期から学齢期とは、また違って、なかなか実施しても参加者が
少なかったり、意識が低かったりということがあるんじゃないかというふうに考える
わけです。その点、いかがですか。

○保健福祉課長 成人期の取り組みでありますけれども、特別これといったことはないというふうに
思っておりますけれども、しいて言えば、保健補導員会での指導ですとか、地区の健
康学習会といったようなものもありますし、包括でやっている口腔出前講座とか介護
者教室での、その講演会っていうふうなもので、何ていうのかな、意識づけをしてい
るというふうに考えております。

○1 番 (中塚礼次郎) CATVなんかも使って、一般住民も含めて、そういった歯と口腔
の衛生指導というのは一生懸命やっておっていただけるということですが、さっきも
言いましたように、なかなか、忙しさとか、そういうものに追われて、なかなか歯の
ことは、どうしても置いて行きがちになりがちというふうに思うわけでありまして。

それで、さっきも述べましたように、歯は健康の原点ということで、高齢者や介護
を要する者への口腔のケアの重要性と、それから、食育と歯及び口腔の健康づくり、
それから歯周病と全身の健康との関連性が、今、注目されております。

先ほども、課長のほうからも、その歯周病とほかの健康との関係性ということで糖
尿病の話も出ましたけれども、健康な自分の歯で物をしっかりかむことは、脳の活性
化を図り、認知症に対しても大きく影響すると言われております。歯周病と糖尿病と
の関連性や生活習慣病や誤飲性の肺炎等に対する歯科疾患の予防の有効性及び歯科保
健が全身の健康状態の改善に寄与することが明らかになってきております。

私は、特に成人期及び高齢期の歯科検診等の歯及び口腔の健康づくりを充実される
べきではないかというふうに思います。

高齢化社会を迎えて、医療費の拡大は村の財政を圧迫してきております。
歯及び口腔の健康管理によって健康で暮らせる、そのために生涯を通じて必要な歯

科に関する保健医療サービスを受けることが重要だというふうに思うわけですが、私は、村が実施する健康診断に歯及び口腔検診を取り入れることが必要であるというふうに考えます。実施に当たっては、最も必要とする対象範囲の設定だとか、医師、スタッフなどの検討課題はあるわけでありますが、早急に取り組むべきというふうに思いますが、村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○保健福祉課長 乳幼児期から学童期については、歯の入れかわりがあったり、永久歯がそろってくるというようなことで、比較的短いスパンで検診を実施をしておりますけれども、成人になられてからは、そういった検診はないわけでありまして。

歯科検診の目的は、検診後の口腔状態の改善にあります。そのための人材確保っていうのが必要であり、検診が可能な場所も限られるために、実施に向けては、なかなか難しいのかなというふうに思っているわけでありまして。

議員、ご指摘のとおり、歯周病と全身の健康というのは深い関係があるわけでありまして、対象者についても、優先的に、どのような方に行っていくのが効果的なのかということも必要ですし、また、年代ですとか、実施可能な場所とか、期間とか、いろんなことが考えられますので、また、それらのご意見を参考にしまして、地域歯科保健推進協議会の中で歯科の先生の意見も聞きながら、また検討していきたいというふうに思っております。

また、早急にできるかどうかということとは難しいかと思いますが、検討課題とさせていただきます。

○1 番 (中塚礼次郎) 今、担当課長のほうから前向きな答弁をいただきましたので、安心していただいておりますが、歯科医の下平先生ともお話する機会がありまして、このことも、ちょっと話したんですが、現状、中川の中に歯科医さんが1人ということで、幼児から始まって、そういった検診等で、なかなか手いっぱい、大変忙しいというふうな状態もあるんで、その医師の問題だとか、スタッフだとか、課長の言うように実施する場所だとか、範囲が相当広がるので、どこを最重点にやるのが一番いいのかというふうなことも十分検討してもらった方がいいかなというふうに思います。

歯が、高齢者を含めた、すべての、この健康状態に大きく関係しているということから言いますと、高齢化社会がどんどん、こう、高齢化社会に向かっているわけで、高齢者の人たちの医療費を少しでも抑えるという意味でも、ぱっと見た特効薬というふうなことではないですけど、8020運動じゃありませんけれども、健康診断も大事ですけど、村民の中に歯の健康っていうことが、非常に将来の自分に健康にとっても大変重要だというふうな意識づけをするという運動も非常に大事だというふうに思っていますので、そのことも含めて一生懸命頑張ってやっていただきたいと思いますというふうに思います。

以上を申しまして私の質問を終わらせていただきます。

○教育長 すみません。先ほど答弁の中で、齲歯の全くない児童、生徒の割合を、ちょっと間違いましたので、訂正させていただきます。

ちょっと、学校ごと、また年度ごと、こう、変化がありますので、30%ないし50%

というふうに訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 すみませんでした。

これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開を1時とします。

[午前11時30分 休憩]

[午後 1時00分 再開]

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

8番 柳生仁議員。

○8 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告しました2問、中川村にある国道、県道、村道、林道、もちろん農道もあります。道路全般であります。この安全についてと高齢者に寒冷地手当ということで表現をさせていただきました。

初めに、村内にある国道、県道、村道、林道などについて、平成21年から24年6月までの間ですが、駒ヶ根の警察署の調べで、これは大草の駐在さんに協力いただきましたけれども、32件の事故が報告されております。駐在さんの話によりますと、実際は報告の出していない事故もあり、もっとたくさんあるよと、こんな報告がありました。この中には、小渋線でありますけれども、重大な死亡事故があります。この重大な死亡事故は、平成22年10月12日、夜中の10時ころでありますけれども、単独の転落事故でありました。この現地へ行ってみますと、道路がちょうど直角に曲がっておりまして、ガードレールも、ちょっと弱めなガードレールで、ちょっと見落とすとまっすぐ行ってしまうかなあと、こんな状況であり、もし、ここに反射板がついたような矢印があったならば、このカーブを見落とさなかったかなあと、こんなふうに見てまいりました。

そして、153号線でありますけれども、これを南田島のほうからずっと現場を検証しながら移動してきますと、思いのほか田園風景がきれいであります。こうした景観をちょっと見ておりますと、もう、ドライバーさんが追突とか出会い頭の事故があるのかなあと、こんなふうに見てまいりました。

特にチャオ周辺でありますけれども、平成21年では、この周辺で6件ものたくさんの事故がありました。22年では南田島からチャオまでで5件、23年では国道全般的で5件と、24年が1件と、こういった事故があるわけでありまして。こうした事故の内容ですが、やはり、追突とか出会い頭、多重衝突などの事故でありますけれども、この事故の検証は、当然、駒ヶ根警察署が取り扱っておりますので、それはそれでいいわけですし、だれが事故を起こしたかっていうことまで私は聞いてまいりませんが、中川村では、こういった事故を重大なことだとか考えるのか、ドライバーさんが起こしたことであって、しょうがないよと考えるのか、まず、そこら辺を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長 今、小渋線とおっしゃいましたが、県道松川インター大鹿線かと思っております。

それから、国道153号、南田島からチャオ付近にかけて非常に事故が多いと、死亡事故もあるという話をいただきましたが、これにつきましては、国県道ではありま

○8 番

すけれども、交通の要所でございますし、交通安全という観点からいきまして、村としては、非常に注意を払っているという、関心を持っているということでもあります。
(柳生 仁) ただいま、注意を払って関心を持ってくれているという話でございますが、問題は、こういった事故がなぜ起きるかっていうことですが、やはり、事故を軽減させるような道を施策が弱いのかなあと、国道を走ってきまして、特に、ここら辺、事故が多いとか、カーブでもってスピードを出したくなる雰囲気とか、そういう構造になっていないわけでありまして。

国道でも、あちこち走ってみますと、飯田のインターからアップルロードを来ますと、あそこ、交通量、多いわけでありまして、ラインをいっぱい引っ張って、狭いイメージをつけて、それから路面上に追突するなっていうようなイメージの字を書いてあります。ほかを走っても、カーブなんかは、V字型のゼブラゾーンとか、いろんな施策をして、とってあるわけでありまして、あのチャオ周辺の、特にカーブで事故が多い所は、現在はセンターに黄色いラインが引いてありますけれども、特にこれといった対策がとられておらないわけでありまして。

村では、こういった事故を重大ととらえて、こういった関係機関に改善要望をしてきているかどうか、もし、してくれていないならば、なぜできないのか伺います。

○建設水道課長

国道、県道の事故の話であります。まず、建設サイドといいますか、システムとして、交通事故が起こった場合に、今、国道道へ要望をかけるのかという窓口になっている建設のほうですべて情報が入るというシステムにはなっておりません。私どものほう、議員さんがご指摘の交通事故等については、道路改良につながる、もしくは道路整備につながる独自のデータとしての資料として単独で入手はしてございます。それは、警察からとか交通防災のほうからデータが来るわけじゃなくて、私どもとして状況を把握していると、これに基づいて要望をかけているところであります。

今、ご指摘の表示の話であります。道路表示とか補助表示の要望を、チャオの周辺では、確かにしてございません。今年、幾つかの事故は、あそこでも新聞で見たりとか、それから、話の中で聞いたりとか、そういう状況の中で、改善要望、それから改良の要望をしてきているわけでありまして、今年の場合、7月の9日の日でありますけれども、伊那建設事務所原署長さん以下、担当のそれぞれ整備の課長さんたち、それから維持管理課の課長さん、また担当の職員含めて、その執行する側に加えまして県議会の危機管理建設委員長であります垣内県議も、半日、ご足労をいただきながら要望をしまいったところであります。

チャオ周辺ということで、スタンド、片桐のスタンド辺りからチャオの入り口辺りまでの要望をかけていたわけでありまして、舗装、あそこ、でこぼこしていると、そういうのも危ないということで、舗装も改善をしてほしいし、チャオの周辺の出会い頭の事故が非常に多いということで、その改良の要望もしてきたところであります。その場での話であります。舗装については、表示はちょっと別個として、舗装の危険区域については、切削機がこちらへ入った折に改善をしてくれると、こんな話を聞いておりますし、それから、我々は、ここ、地元へ住んでいますので、チャオの入り

口というふうに簡単に言ってしまうんですが、県のほうからするとチャオの入り口っていうと、それはお店の話なので、そういう言い方は、ちょっとするなど、あそこに村道中央清水線という、チャオへ入るすぐ北側から入る道がありますよね、そこへ、将来的には右折レーンをつくりたいという希望を持ちながら、まずは、事故が起こらないように、信号機の設置等を要望をしてくれているところでございます。直ぐに、その信号機の設置についても、また、右折レーンについても、できるという状況ではないわけでありまして、要望は、何年も前から続けてきているという状況でございます。

ただ、私どもも聞いている事故の状況を見ますと、あそこで起こっている追突の事故、それから出会い頭の事故、若い人たちが当事者、2人とも当事者という事故はほとんどないですね。どちらかにお年寄りが絡んでいる事故、若い方とお年寄り、私ども、あそこを毎日通るわけなんです、ちょっとよそ見をしていると、カーブということもありますし、それから、非常にあれなんです、ウインカーをもうちょっと早く出してくれているとわかるのになど、こういうようなひやとした思いが何回か、自分でもあります。やっぱり、見通しが悪い所ほど、そういう交通ルールを、それぞれが、やっぱり見ていただかないと、守っていただかないと、出会い頭にしろ、追突の事故にしても、車の多く集まる所は多いかなと、こんなふうに思っているところでございます。

ただ、どうしても事故が多いということを含めながら要望は続けていきますが、すぐには改善ができるという話ばかりはいただけませんので、とりあえず、今年状況は、そういう要望をかけてあるということだけご理解いただきたいと思います。

○8 番

(柳生 仁) 要望を出してくれてあるっていうんで、できるだけ毎年、繰り返し繰り返し出していただきまして、ぜひ改善されるように期待をされるわけでありまして、言われましたように、高齢者、中川村は、前段、何人か言われましたけれども、じき30%が高齢者になってしまうと、こういった方々は、どうしても速度をばっと出られない、特に、チャオと言うとよくないって言ったけど、チャオですけども、チャオとか農協の資材店からの出てくる車輛は、車輛が見えて、さあ、これからギアを入れてってということで、実質、ちょうどぶつかるところで車が出てくるかもって部分も感じられますけれども、そういった高齢者が出やすいような構造も考えてもらわなきゃならないと思っております。

それにしましても、駐在さんの話ですと、県に要望を出しても早くても5年6年かかるんだよと、それで、駐在さんたちから、警察署から改善要望を出すわけにはいかないんで、ぜひ、地元で繰り返し繰り返し要望してもらいたいと言っておりましたので、その点はお願いたします。

続いて、そこを通り過ぎまして、中川中学校入り口の交差点でありますけれども、あそこもぼつぼつと事故があるのかなあっていう、重大事故には至っていないかもしれませんが、思いのほか事故があるような気がします。最近では、大きい事故は報告されておられませんけれども、今年の5月の連休でも、ちょっとした事故があったように見えました。ちょうど通りかかったら、何かしておりましたので、警察が来て、あ

そこは、どうしてかという、中川村へ上がってくる重要な道路でありますし、もし、あそこに右折レーンができますと、交通の流れもスムーズだし、高齢者の方々もゆっくりとまって曲がってこられるかなあと、こんなように思うわけであります。国道の大きな改善は非常に難しいわけですが、あの信号機周辺へ右折レーンの設置などを、今後、要望していただけるかどうか、お願いします。

○建設水道課長

中学校の入り口いさわの信号のところではありますが、かつて、牧ヶ原の歩道トンネルの整備をする段階で右折レーンの話が出たようでございます。そのときでは、幾つかの困難要因がありまして、それは、所有権含めての話ではありますが、できなかったという経過があります。

ただ、確かに通ってみても、トンネルの向き、それからトンネルを出た後の道路の向き、あそこへ右折レーンをすぐつくっても、今よりは減るかもしれませんが、構造的にちょっと難しい面もあるのかな、こんなふう思うところでもありますけれども、ますます、これから、下伊那のほうにリニアの駅等もできまして、交通の量も多くなるとすれば危険度が増すわけありますので、その辺の状況、また、今、県、それから上伊那全体で153の直轄化編入の話を要望をかけているところでありまして、その辺の状況を見ながら、改良についても要望をしていかなきゃならんなあというふうな面もある、こんなふうにも思っております。かなり大がかりな工事をしていかないと、あそこのところだけを太くしても、ちょっと余計、事故につながるのかなと、こんなふうに思いますので、大きな要望になろうかと思えます。また、県のほうとも相談をしながら、そんな対策でどういうふうにしたらいいかということは相談しながらということになろうかと思えます。

○8 番

(柳生 仁) ただいま、上伊那全体あわせながら、見直しをしながら訴えていきたいということですが、確かに交差点を直すっていうのは、大きな地図をかい、素人が想像するよりか難しい工事かなあと、特にトンネルの出口というか、入り口というか、あの角度が、ちょっと国道と合っていないのかなあという部分は考えられます。しかし、改良ができない状況ではないと、近隣の方々にご協力いただければ改良できない状況じゃないと思えますので、ぜひとも、この点は、しっかり訴えていただきまして、1人でも事故に遭わないよう行動していただければうれしかなど、こんなふうにも思っておりますので、改善を要望いたしておきます。

次に、村道でありますけども、今年、沖町の交差点で交通事故がありました。聞いてみると、村外の方と村内の方との出会い頭だったらしいんですが、あの交差点は、非常に見通しが悪いんじゃないかと、こんなように思います。現地へ行ってみますと、下から上がって行って、消防の詰所から見ると、なれない方は、その先に交差点があるっていう雰囲気には、ちょっと見えないかなって、少し行きますととまれの看板もあって、地面にもとまれを書いてありますけども、村外の方がうっかり飛んで行くと、ついつい、道が広いもんですから走ってしまうかなっていうふうに見えます。また、一方、下平の交差点へ下っていきますと、信号機の手前100mくらいから手前に交差点注意っていうような立て看板があります。しかも、丁寧に2本あります。交

差点を過ぎますと、今度は緩い坂ですが、下り坂注意って丁寧な看板があります。もし、沖町の交差点のところも、手前から、そういう表示があったならば、事故が起きにくいかなあと考えますけども、今年、確か1月ごろだったか、舗装の打ちかえ工事がありまして、きれいになったわけですが、そういう機会に、こう、そういった改まった表示をしておくとかよかったかなあとと思えますけども、その交差点、もう少しわかりやすいような雰囲気には、何か構造はできませんか、お伺いします。

○建設水道課長

確かに、沖町の交差点ではありますが、見通しが悪い、北から行ったとき、左手に家がある、それから、下から来たときには上り坂であるというような所で、見とおしは余りよくない道路であります。

ただ、表示については、道路表示、とまれの表示の手前には看板での交通表示がされて、もともと見通しの悪い交差点でありますので、本来でいきますと、交通規制で信号等がない交差点については、徐行義務が必ずあるわけあります。そんなことばかり言っておてもしょうがないんですが、まずは、気をつけていただくというのが、意識としては持っていたかかないといけないと思えます。お金をかければ表示はできます。どういう表示がいいかは、ちょっと別個ですが、幾つかの事例も見ておりますけれども、表示をしたときに、今、言った細くなる表示ですとか、それから、とまれの表示、カラーで色の表示、いろいろあるようではありますが、近隣といいですか、伊南の市町村でやってきた事例でも幾つかありながら、効果を聞いてみますと、舗装なり、それから、表示をした当時は事故の若干減るんだと、でも、すぐ、また戻ると、なれるということかなあと思えますが、イタチごっこだそうであります。まず、線を塗ってみて、だめだったら、破線で、もう、真ん中へ通しちゃうと、だめだったら今度は色を塗ってみると、とまれの文字を大きくしろと、こういうことを繰り返しているそうであります。村でも、あそこの所に幾つかの事故がありながらも、私、よく怖いなど自分で思っているの、あそこへ行くときは必ず徐行しながら行きます。横へ乗っていると、たまに怖いなど、いや、とまれよと思うときがあるくらいですが、手前に沖町の下の方から来るときには、大きな道路案内板もあるはずで、そうすると、本来的には何かあるだろうなというのはわかるんだと思えますよね。だから、もう一度、検討しながら、どうしても必要であれば表示はいたしますが、まずは、もう一度、皆さんで、そういう事故が起こらないように、運転についても注意をいただきながらということ、この場でもお願いを申し上げながら、表示については検討させていただくと、こんなことでご理解をいただきたいと思えます。

○8 番

(柳生 仁) 事故というのは、すべて、ほとんどがドライバーさんの注意が大事かなあと、そうすれば事故は起きないわけありますけども、先ほど最初に言われましたように、(写真提示)これは駒ヶ根のうちであります。課長は、こういったカラーをしてあるっていうお話がありました。これ、非常に見やすい、交差点がはっきりあるなあっていうことがわかります。これをしたって効果ないっていう表現をされましたけども、私は、ちょっと違うかなあと、イタチごっこだよって言われたので、ちょっと残念ですけども、やはり、こういった、はっきりした交差点があるんだっていうこ

とを、それで、とまれよということ訴えることも、道路管理者として大事じゃないかと、ましてや、中川村は、日本で最も美しい村連合へ加盟し、本当に地理を知らない方々が大勢来てくださいます。こういったことについては、その受け皿というものをちゃんとするのが、1つの、ある面では使命かなあと思うんですけども、村長は、こういったことについては、どのようにお考えですか。

○村 長 庁内でも、また庁内以外でも、いろいろ関係する皆さん方いらっしゃいますので、その辺のご意見なんかも聞きながら対応していくのがいいのではないかと思います。

○8 番 (柳生 仁) ぜひとも、このごろ、本当、村外者、増えましたんで、そういった方々が事故が起きない道路管理施策を打ち出していただければいいかなあと、それこそ優しい村づくりの一環かなあと、こんなふう思うわけでありまして。

さっきの、こういったカラーをしますと、非常に費用はかかりますけども、これで事故が軽減できるならば、これは、その費用対効果っていうのはあるんじゃないかと、こんなふう思うわけでありまして。

次に、林道であります、林道から陣馬形線、こういった観光ルートでありますけども、最近、やはり、さっき言いましたように、日本で最も美しい村連合に加盟したせいか、非常に多くの車両が上がってきます。おかげさまで、事故は今のところ余り発生しておりませんが、今年、林道で、西丸尾の所ですか、1回、事故がありました、余り大きな事故はありませんが、過去には、黒牛地区で、上から下りてきたバスだったかな、マイクロバスが、ブレーキが利かなくなって土手にぶつけてとまった経過もあります。

この道路でありますけども、美里から、美里の集会所から陣馬形の折草の頂上まで、折草っていうか、下りてくる頂上までですけども、約8km間、ずっと上りになっていきます。折草のほうも、四徳の上、約8kmくらいは下りてきます。上ったら下りに決まっているんで、気をつければいいわけでありまして、この途中で坂が急だで気をつけてよっていうような、そういった看板は1つもないわけでありまして。

よく観光旅行に行きますと、日光のいろは坂ですか、あそこは、もう、下りるところに長い下りだからブレーキの確認っていうような大きな看板があります。多分、皆さん方も行って承知をしていると思いますけども、そして、エンジンブレーキ使用っていうような看板があるわけでありまして。

陣馬形山でも、過去において事例がありますので、下る車輛が、都会の方々は、どうしてもブレーキだけを使って下りてきてしまう経過があるんで、そういった啓蒙するような表示をしてもらえないかどうかっていうことを伺いたいわけでありまして、もう1点、林道全体的に、落石がいっぱいあったり、時には倒木があったり、カーブがあったりするわけですけど、それらを見て歩いて、危険を知らせる表示っていうのがほとんどないように見えるわけですけども、そこら辺の表示はどのように考えておられるかっていうことを伺いたいと思います。

○振興課長 林道につきましては、森林の整備、保全を目的にして森林地帯に設けられた道路であり、このため、一般道路に比べますと勾配も多く、カーブもきつく、また、カーブ

も多くなっております。

村の管理する林道のうち、比較的新しく開設しました広域林道陣馬形線、それから林道黒牛折草峠線、これは、国が定めた林道技術指針や林道規定、こういった基準に基づきまして整備しており、ガードレールや擁壁などの構造物も基準によって設置しております。

今、柳生議員がおっしゃられたとおり、近年は、陣馬形山頂からの眺め、これを楽しもうと陣馬形へ登られる方が増加してきておりまして、特に中京方面からの方が多いのかなというふうに思っておりますけども、陣馬形へ車で登られる方は、その陣馬形線、あるいは黒牛折草峠線を利用される方が多いわけですけども、都会から来られる方っていうのは、こういった林道走行、これにふなれなのかなと、それから、今、非常に、オートマチック車が非常に多くなっております。このために、フットブレーキを使い過ぎる、そういう傾向も多いのではないかと思いますけれども、先ほどもお話の中にあつたとおり、運転者につきましては、ぜひ安全な運転に心がけていただきたいというのが一つはございますけれども、とは言え、林道の管理者である村としては、利用者の安全な走行を確保するために必要な維持管理を行うということは必要であるというふうに考えておりまして、昨日も、補正予算の中でも、県の緊急雇用創出事業補助金を活用しまして支障木の伐採、あるいは側溝整備、これをやらせていただくということでお認めをいただいたわけなんです。これについては早急に取りかかりたいと思います。

また、落石や急勾配、こういった状況をドライバーにお知らせする警戒標識、これにつきましては、確かに、柳生議員のおっしゃるとおり、私も走ってみて、少ないという、そういう印象は、はっきり言って持っております。

ただ、私も、入ったところは、このように整理された林道はなくて、それこそ陣馬形まで行くに、中組から上がって飛んで行く、あるいは、場合によっては四徳を回るといって、当時に比べると遥か夢のような、今、道路になっておりますけれども、先ほど申したとおり林道でありますので、勾配もきつい、カーブもあるということで、現地のほうを、また、担当のほうとじっくり歩きながら検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 現地をもう一度じっくり見て検討したいということで、検討の後、実行に移るように、ぜひ、行動をお願いしたいわけでありまして。

それから、もう1点でありますけど、ガードレールのかわりになるのかどうかわかりませんが、木の杭でもって路肩にずっと表示してあります。それが、大分、最近、腐ってきて、ちょっと足で飛ばしても倒れそうな状況でありますけれども、全般的にガードレールの見直しができないかどうか、転落事故がないからいいじゃないかっていうんじゃないかと、転落事故が起きる前の施策として林道にガードレールが随所に必要な箇所がありますけども、その点はどうなっておりますか、お伺いします。

○振興課長 通常の林道の管理の予算っていうのは非常に少ないものであります。

ただ、先ほども言ったように林道というのは山の中で、勾配もきつい、カーブも多いという中では、本当、管理予算の中では、通常の路面等の維持管理だけで手いっぱいというような状況の中、先ほどの警戒標識と一緒に、また、検討はさせていただきます。

○8 番 (柳生 仁) 検討していただくということでもありますけども、このほうも予算が少ないかもしれませんが、村外から訪れる大切な方々の命もかかっておりますので、ぜひとも検討から、新年度へ向けて予算づけをしてもらって、しっかりと対策をしてもらいたいと、せっかく日本で最も美しい村連合に加盟し、遠くは広島のほうからも来てくれておりました。この間、行き会ったら。本当にありがたいことだなと思っておりますけども、それが危険な道路であってはならないんで、庁内でしっかり検討し、新年度の予算をしっかりと盛っていただければ、大変うれしいと思っております。

それでは、次に、高齢者に寒冷地手当という表現をさせていただきます。

私は、75歳以上の方でひとり暮らしの方たちに、しっかりぬくもりのある施策がいいかなと思ひ、また、生活保護家庭の方たちに冬場をしのぐための手当として灯油くらい支給できないかなあと、こう思って書きましたが、この寒冷地手当でありますけども、国の寒冷地手当法でもって、国家公務員、地方公務員に支給されております。大変いいことだと思っております。皆さん方が寒い冬を少し暖めて暮らすにはいいことだと思っておりますけども、11月から3月まで支給されております。そして、北海道から南は広島まで、本当に全国の多くの都道府県で市町村が適用されておりますけども、この皆さん方も、いずれ定年退職して年金生活になりますと、元公務員であっても寒冷地手当は支給されなくなってくるんですけども、そこで、私が思うことは、高齢者に、寒冷地手当という表現がいいかどうかわかりませんが、冬場の寒さをしのぐために、灯油等、暖房の支援ができないかということでお伺いします。

平成19年と20年、中川村では、村民税非課税世帯で、1つとして70歳以上で高齢者世帯、2つとして重度心身障害者、3つとして生活保護家庭、4つとして母子・父子家庭、5つとして介護度4、5のご家庭の方々にお金が支給されました。平成19年では129人、20年では151人で、20年では139万5,000円の支給がされました。

私は、今、村の今年の財政状況も見ますと、非常にゆとりがある財政だということでもありますけども、高齢者に優しい村として、こうした高齢者に冬場をしのぐために、この寒冷地手当として暖房用の灯油等、何らかの形が支給できないかお伺いしたいわけではありますが、いかがですか。

○保健福祉課長 高齢者に寒冷地手当をとということではありますが、今、議員がお話になりましたように、村では平成19年と平成20年に福祉灯油等利用券というのを交付したわけでありまして、今、言われたように、支給対象者、それから、そのときの人数、金額については、そのとおりであるわけであります。その当時、原油が高騰しておりまして、平成19年の12月の時点の中川村役場の契約購入価格では、ガソリンが1ℓ当たり162円、軽油が1ℓ当たり137円、灯油が1ℓ当たり103円であったわけであります。また、平成20年の8月の時点では、ガソリンが1ℓ188円、軽油が1ℓ168円、灯油が1ℓ134

円というような価格であったわけでありまして、政府のほうも、原油等の価格高騰に関する緊急対策として、平成19年と20年に生活困窮者に対する灯油等の購入費助成や福祉施設、公衆浴場に対する助成など、地方自治体がきめ細かく実施する対策に要する経費について特別交付税措置というのも政府のほうでされたわけでありまして、そんなようなこともありまして、平成19、20年は行ったわけでありまして、その後の灯油の価格を冬場で推移を見てみますと、平成21年度は77円前後、平成22年度は93円前後、平成23年度は98円前後、今年の9月現在では94円というような、灯油に対しては、そういう価格になっているわけでありまして、高いわけでありまして、高値安定で推移をしているのかなというふうに思っております。

それで、村としましては、そういうような支援策について、当初予算から制度化をしていくというようなことは、今のところ考えてはいないわけでありまして、そんなことでお願いをしたいと思ひます。

○8 番 (柳生 仁) 今、説明がありまして、灯油なんかは高値安定をしていると、そして、今の説明では、政府の支援策に基づいて支給したということのようでございますけども、村独自の、こういった支援策があってもいいのかなあと、長年、社会に貢献し、高齢になってきた方々、そして、いろんな諸事情でもって大変な方々に対しては、ぬくもりのある施策として思いやり予算を盛ってもいいんじゃないかということもございますけども、今現在、もし、そういった制度をとるとしたら、どのくらいの予算がかかるんですか。予算は。

○保健福祉課長 予算に打ち手は、まだ、ちょっと検討はしてありませんけれども、議員、言われましたように、75歳以上のひとり暮らしという方につきましては、大体90人前後であるかなあというふうに思っておりますけれども、それがいいのか、19年20年にやったときのような、例えば村民税非課税世帯で70歳以上といったのを19年20年にやっているわけですが、そこら辺のこともありますけれども、金額等については試算はしてありません。

○8 番 (柳生 仁) 昨日も23年度の決算がありまして、たくさんの基金ができたかなあと思っております。今、計画もないし、予算もわからないわけでありまして、75歳以上であるならば、90数名、100名以下というような説明がありました。決して苦しい負担ではないかなと、村としては、そして、19年20年のころを対象にしてみても、私は、そんなに村が苦しくなるような予算ではなくて、思いやり予算としては、ぜひとも考えてもらいたいと思うわけでありまして、これは、さすがに中川村は、日本で最も美しい村へ入ったんだと、また、お互いに助け合っているぬくもりのある村だなあという印象を、ぜひともつけてもらいたいし、ここで暮らしてよかったなあと、そんな村であるためにも検討をいただきたいわけでありまして、村長は、こういったことについてはどのようにお考えですか。

○村 長 何回か財政的にゆとりがあるからというようなお話をされますけども、お金があるから、さあ、どう使おうっていうのは、行政ではないと思ひます。基本的に、長期計画、10年計画とかいうものをやりながら、村にどういう課題があつて、それをどうい

うふうに克服していくのかっていうふうなことを考えてやっているわけですし、さあ、今年はお金が余ったから、じゃあ何しよう、来年はお金がないから、それは、もうやめると、今年はあるから高齢者、でも、支援を必要としている人は高齢者だけではないし、障害者の方も、きのうだったか、きょうだったかお話ありましたし、いろんな方がいらっしゃる、その中で、その余ったから、じゃあ、これ、どう使おうかという発想じゃなくて、村の現状の中で、このところは弱いところがあるから、そこを克服しなくちゃいかんと、そのためにはどういう予算取りをしてくるんだ、どういう補助をうまく使うんだというふうな、そういう発想の中でやっていかないと、お金があるから、じゃあ、これ、何か、今年は何に使う？みたいな、そんな思いつきで、行き当たりばったりでやるわけにはいかないというふうに思います。

先ほど課長のほうからお話があったように、その年の気温の状況、暖冬なのにそういうことをする必要ないかもしれないし、石油っていうか灯油の価格がすごく上がっているとかですね、いろんな、そんな状況を見ながらやっていく筋合いのものであって、最初から当初予算でこれを始めて、お金があるうちはやりますけども、何年間かしたら、経済情勢、村の財政が苦しくなったら、もう、そのとき、やめますわという、そういう形で取り組むものでもないかと思えます。ほかにもいろいろ支援をしなくちゃ、欲しがっている方はいらっしゃるかと思えますし、その中で、なぜ、それをやるのかみたいなどころをしっかりと考えてからやらないと、何か、その中で、どういう、いろんな比較検討の中で、これを持ってこられた、その根拠とか、その背景の思想とかいうふうなところを考えていかないといかんのではないかと思えます。

○8 番 (柳生 仁) 確かに、私、余ったら出せって言った、それが強調したようでよくないかもしれませんが、制度化してもらってということは、余ったから出すとか、ないから出さんっていう意味じゃないと思うわけです。一定の、こう、支援を、今後も続けていってもらいたいし、仕組みをつくってもらいたいというふうに提案をしているわけでありまして。

これ、もう1点は、村長は、暖冬とか、寒いとかいう表現をされましたけども、寒冷地手当は、暖冬の年は減らそう、寒い年は増やそうっていう仕組みのものじゃなくて、一定で出ているわけでありまして。高齢者が食べるものを削って油を買うことのないような施策を、きめ細かに村中見て歩いて、必要であるならば、そういう施策を取り組んでもらいたいと思うわけですが、この施策は全くだめですか。伺いますけども。

○村 長 今、おっしゃったとおり、今年、灯油価格、上がっていると、今年は大変寒いと、今年の経済情勢はこうであるというようなことを考えて、必要であるときにやると、最初から、もう、この制度はずっとやりますというふうなものではないというふうに考えているところです。

○8 番 (柳生 仁) 状況を見てということではありますけども、皆様方がいただいている寒冷地手当は、状況なしにずっと、昭和24年からですか、ずっと出ているかと思えます。一度もとまったことがないと思えます。ぜひとも、こういったのは考えてもらっ

て、村民に優しい村づくりをしていただければありがたいと思っております。

まともじゃなくて恐縮でありますけど、以上で終わります。

○議 長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

次に、2番 高橋昭夫議員。

○2 番 (高橋 昭夫) 私は、通告をいたしました2点について、1つは村長の政治姿勢、それから、もう1つは子どもたちのいじめ問題について、村長、教育長にお考えを聞きたいと思えます。

先ほどの6番の議員の質問の中に、その村長の、この中川村に来られた、あるいはここに定住をされる、そのことの話をと、こういうお話がありました。この自然に恵まれた広き中川村を、村長は先ほど、村の暮らしはすばらしいと、自然、人間性もいいとは、そのときは言いませんけど、常々、私どもに聞かせてくださり、それはうれしいことで、当時における曾我村長が外から見た中川村、そしてまた、ゼロから村を考えるという視点で、私も大きく期待をした1人でありまして。その体験豊富な曾我村長に期待をして、頑張ってもらおうという、その村長から、このちょっとした小さな、素朴な、純粋な、この美しい村、あるいはあいさつのできる村という形の中に、居を持たれて、そういう、そこで、先ほども期待をしたんですけれども、期待をしているわけですが、まさか、その思想のですね、個人論理といいますか、国旗に礼をされないと、私は、個人の思想、信条ですから、どうっていうことはないと思えますけれども、しかし、子どもたちが、あるいは先生方が一生懸命やっておられる中に、どうか苦になってならなかったから、6年か7年経過をして、遠慮しいしいではありませんけれども、その心中をお聞きすることも大事なあと、こう思ってやっただと、こういうことでありまして、これからの質問につきましては、決して、確認はさせてもらいますけれども、いじめではないと、こういうことで、よろしくご理解をいただきたい、こう思います。

さて、本題に入りますが、学校などの公式行事の中での国旗に一礼しないことについて、村長は、さきの6月の定例村議会、定例議会ですね、一般質問の答弁で、国旗への一例は控えたいと公言をされました。

私は、村長の強い、その思い、信念と伺いますか、それはそれでいいことであって、それ以上はかかわりたくないという、そういう思いでございました。

しかし、ホームページをですね、ホームページをちょっと見させていただいて、それは個人のホームページではありません。村の本当にレッテルと伺いますか、村の大事な紹介をしたりね、やる、そういうホームページ、そういう中の村長からのメッセージっていうのは、村長からメッセージ、村民にも村外、県外、全国にというメッセージですね、それから、村長への手紙というのがあります。よそからも来られます。もちろん、その中におきまして、数多いメールがあったことは、村長がお話されたとおりであります。

そこで、そのメッセージに、村長はよくやったんだと、こう伺いますかね、賛同、あるいは共感、応援者多きですね、これは、私は、そういう向きのさまざまな声とい

うのは、尊い、結構なことだと思いますけれども、その私的な思いを公開するっていうのはね、私は、どうしても腑に落ちないんです。やっぱり、公の、個人のホームページはいいですけども、村の中というのは、村の中で、みんなが願い、村の声もその中に含まれている、そういう民意を持つての村長のあり方といいますか、そういう本体であると、その象徴であると、そういうふうに私は思いましたのでね、そういうことで確認をさせていただくというか、本当は、これは村の人たちも聞きたくないかもしれないけれども、だれか、村民代表の議員としてですね、そういう意味でお聞きするということで、ご理解をいただきたいと思います。

それで、その結果がですね、きのうもお話が、きのうの他議員の方の質問にもありましたけれども、今後、ともに言いたいことを言って、それは大事だと思います。言いたいことを言える空気をですね、国旗に礼をしないと、国旗というものはね、大事だけれども、今は、そういう心中にないと、そういう思いというものをね、やっぱし生み出していきたいと言っているんですね、生み出していきたいっていうことは、内発的ですね、村長のね、よく言われる、みずからが思うことを主張されると、実行に移すと、こういう意味だと思います。これは、一村民ならばよいわけですけども、村長の名をもって公人としての立場っていう、そして、村長としての職務の認識、わきまえ、そうした面についてどう思っておられるのか、まず、お聞きしたいと思います。お願いします。

○村 長 私的な思いを村のホームページで公開するのはいかがなものかというふうなご指摘でしたが、あれは、議会でのやりとりでございまして、いただいた一般質問の通告書と私の答弁したことですので、議会という、ある意味、最も公式な、議事録というふうな形でも、村の村費をかけてですね、きちんと記録を残していかなければいけないというような、そういうものでございます。ですので、私的なものだというふうには思っておりませんし、村のホームページの中ではですね、私の、別に議事録の議会の答弁ばかりを載せているわけではございません。私のいろんな考えを時に応じて問いかけているというふうなことがあります。それは、その日本のあり方とか、村の行政のあり方とか、それについてみんな考えて、いい結論を出して、村をよくしていく、県をよくしていく、日本をよくしていく、そのためにはどうすればいいかということをおもってみんなで考えようというふうな、その材料であり、そのためのご意見を求めているということですので、決して個人的に、きょうの御飯はおいしかったというようなお話を書いているわけでは、そういうつもりではございません。村を、国をよくするための議論の場というのを用意しているというふうなことでございます。

それから、そういう、そのいろんな問いかけをすることについて、村民がするのはいいが、村長がするのはだめだというふうなお話でしたけれども、あるときにはですね、村長のリーダーシップはどこにあるのかっていうふうなことも、この場所でもよくおっしゃるわけです。どっちなのでしょう。自分の考えを出すことはいいことなのか、いけないことなのか、どういう場合はよくて、どういう場合はいけないのか、そのことをわかりやすく教えていただかないと、その区別がつかないので、その辺のご指導

もいただきたいと思います。

○2 番 (高橋 昭夫) 村長は、先ほどお話がありましたが、公の中という工法ですね、それは、あの中で見ますと、例えば、国旗は礼をしないと、しかし、その舞台においては、村旗、あるいは村章、そうした物があるわけですね、私は、堂々と、国旗のほうを向かなしに、礼を、やっぱし、やるべきだと思いますね。その辺は、どのような、どうなのでしょう。やっぱし、我々、こう、見えていますとね、それは、国会議員だって、そういう方いますよ、私は反対だって、いっぱいいるんです。有名な方、いっぱいいるんです。しかし、行動をね、やっぱし、公人としての席においては、ちゃんと礼をしていますよ。だから、そこまでね、先ほど言うように、もっと、小さい村の中に、ここに来て、それも、やはり、私の信念だという形はわかるが、この前の質問のときにもお話させていただいたけれども、そういうものは、個人として個人の席で個人の時間にやられることを、私は勧めたわけなんですね。それで、今、お話のある、例えば公務ですね、公務員、それは、例えば、国旗において見れば、公務員として、そのことを順守する、順守するって、義務、指導する立場があるということは、これから教育長にお話をお聞きしますけども、やっぱし、そういう法律の中で動かせる、動いているという、そういう中における向きに、ちょっといかがかなあと、こういう、思うっていうことです。ほかの礼の件は、ちょっと、今、時間がかかっていますから、そういう意味です。今、言うように、やっぱし公務員として、村長として、順守をすると、法律があるわけですから、これは、今、ちょっと先に言っちゃうとまずいけど——ああ、まずいんじゃないですけど、平成11年に、国旗国歌法成立、これ、ありますよね。これが交付された。正式に認められたという、そういう中だから、やっぱし、それに準じ、順守して、逆に村民に、そういう形のを指導する立場ではないですかと、こう思うんですけど、いかがですか。

○村 長 国旗国歌法は、いわゆる日の丸が国旗であるし、いわゆる君が代を国歌として認めているとは思いますが、それについてどういう対応をせよという義務というのは、確か決められてはいない、命ずるものはなかったというふうに思っているところでございます。

それで、非常にこのことは、どういう対応をとるかというふうなことは重要な問題かと思えます。まあ、恐らく、その私のほうに電話が、数少ない電話が来たり、メールも、批判するメール、批判するメールを送って来た人は、しっかり読んでいただいていたけれども、きのうのお話を聞いても、どこまで深くご理解いただいているのか、大変心もとないというふうに思っているところなんですけども、別に国旗の否定しているわけではないですよ。そのことはご了解いただいていると思いますけども、日の丸が世界中の人から赤十字や赤新月、月の、赤い月のあれですよ、赤十字のイスラム圏では赤新月ですけども、それと同じようなぐらい、例えばですね、それと同じような形で、皆さんから信頼され、尊敬されるような、そういう国に日本がなっていくということを私は望むと、そういう誇りにできる日本というものを築き上げていきたいんだということを前回は申し上げました。そのためには、日本のあり方につい

て、どういう国がいいのか、何をしなくてはいけないのか、原発問題についてはどうなのか、いろんなことについて、しっかりとそれぞれが意見を言い合って、一人一人が違うかもしれないから、みんなで意見を交わして、それによって学習し合って、みんなの考えが深まって、多分、深いところで一つにまとまってきて、そのことによって日本をすばらしい国にしていけるんじゃないかというふうな思いがあると、けれども、今の国旗に向かって礼をしなさい、とにかく礼をしろ、それは村長としておかしいんじゃないかと、それは中学生としておかしいんじゃないかというような議論というのは、きのうも、きのうだったか、きょうだったか、とにかく、議論することを、先ほども、それ、個人でいうのはいいけれども公には言うてはいかんとかですね、きのうは、どこかの、何か、だれか、言ったか言ってないか知らんけども、どこかでだれかが言っていたから、そういうことは言うのはやめるとか、街宣車が来るようなことは言うとかですね、そういうふうな形で、議論することを押さえつけて、礼をせよと、それが一体となっているじゃないですか。だから、そうじゃなくて、みんなで考える、今の国の現状はどうなのか、これからの国はどうあるべきなのか、これまでの国はどうだったのかというふうなことを自由に議論できる、そういう雰囲気というものが、すごく民主主義には大事なことだろう、そのことを、その国旗国歌法には条例がないにもかかわらず、それは、そこで、礼をするのが村長の務めだし、そしてまた、子どもたちにそれを指導するのも村長の務めであるというふうにとんどん拡大解釈が進んでいっている、そういう拡大解釈しなくちゃいけないのか、本当は、どんなふうな日本の国のあり方がいいのか、私たちのふるさとのあり方がいいのかというふうなことを議論できるようにしていくためには、いい国をつくるために、今の現状の中で、その、この空気の中で、空気に従うことがよくないことだというふうに思っているということでございます。

○2 番 (高橋 昭夫) まあ、村長の言うことは、わかるような気もしますが、いつになったら、いつになったら、そうしますと、礼をするようになるか、つまり、国旗のデザイン、変えるんですか？ちょっと不足なっていう、後の結びでも申しますが、不足だって、例えば、それはほかの形にも、例えばどんちゃん祭りで一生懸命やる、しかし、みこし、あんなの重くてだめだ、何か、そういう個人見解があって、そのものを重きにばらばらですと、統率じゃないけど、みんなで一緒っていう形も崩れていくわけですね、ですから、村長の言われる国旗に問題があるっていうことは、私もわかりますけれども、じゃあ、それを即ちね、ここで、うん、うんって言って、まあ、いつまで、村長、生きてるか知らんし、国旗がどうなるかわかりませんが、しかし、そのことを言っていくと、私は、無限っていうか、何か見当がつけば、もう2～3年で待つとかね、そういうことができますけれども、ちょっと主張が強過ぎるんじゃないかっていうふうに思うんです。

時間がありませんので、その件について、国旗掲揚、国歌斉唱について、中川村教育委員会は、学校の指導要領に基づいてどう対応されているかをお聞きしたいと思います。

○村 長 議長。今おっしゃったことについて、ちょっとご説明したいと思います、よろしいですか。

○議 長 追加答弁ですね。要りますか。

○2 番 (高橋 昭夫) 何が？

○村 長 簡単に申し上げますが、別の日の丸のデザインを変えようと言っているのではなくて、今までのままで、今、世界の人から、一部の、世界の一部の人から、昔を思い出したりして、いろんなイメージを持っている人がいますけども、今の日の丸のままで、赤十字とか、そういうような形になるように、日本の今の国のあり方が変わることに、国旗に対して世界中の人がイメージが変わっていくような、そういうすばらしい国にしたいというふうなことを申し上げました。

それから、主張が強過ぎるとおっしゃいましたけど、私、高橋議員から質問を受けるまで一言も主張したことないんですよ。わかっていたかと思えますけども。だれかに対して国旗に礼をするのはおかしいんじゃないかとか言ったこともない、私、自分で、だれも何も言わないけども、そういうふうにしてたのを、高橋さんがお聞きになったので答えたということだけです。別に私がみんなに主張して、ああせえ、こうせえと命じているわけではないし、礼をしたい方は、どんどん、礼でもいいし、どんな形でも対応されればいいと思うし、それは、みんな、それぞれの考えでやっていって、その理由を必要であれば、みんなが言えればいいという、そういうことを申し上げているだけで、別に主張していません。それはご理解いただきたいと思えます。

○2 番 (高橋 昭夫) 議長。2番。ちょっと、それ、答えさせてください。

いや、村長の、その内発的な発言、いいんだけど、それは、考え過ぎっていうか、学校の中で子どもたちがきちんとした礼をされていると、そういう中に、わしも目つぶっておりたいけど、目につくから、やはり、だれかがという思いで遠慮をしいし、お聞きをしたっていうことでね、そんなに難しいことじゃないんです。

それから、国のあり方が自分の意をなすまでっていう形っていうことは、どういうことなんですか。政権が変わるんじゃないかと、どこまで行けば自分が納得するんですか。お聞かせください。

○村 長 大変深みに入った本質的な議論がこの議場でできるということを、非常にすばらしく、ありがたいことだというふうに思います。

例えば、今、いろんな問題があるじゃないですか。現に、きょう出ている、例えばオスプレイだとか、普天間の問題とか、沖縄にいつまでも、ああいう形で米軍基地を置いて、沖縄の人たちがあれだけ苦しんでいるのに、我慢しとけと云うとか、原発問題についても、被曝をさせてもいいし、採掘現場の人たちにも被曝させたり、原発労働者の人にも被曝させて、周辺の人にも被曝させて、いろんな未来の人にも被曝させて、それでも、この経済のためには必要なんだと云ったりとか、あるいは、イラク戦争に自衛隊を下働きで送り込むとか、どんどんお金を使って、じゃあ、戦争は二度としないと云うというふうなことをいろんな部分では言いながら、実質的には破綻をしているとかですね、そういう二枚舌のような、骨のないですね、その場しのぎの都合

で、どんどん、ころころ変わっていくような、そういうような情けない国でなくなるということになれば、誇りが持てるんじゃないですか。私自身が日本に誇りを持てるし、そしてまた、世界中の人にも、日本は、あなたはどう思っているか知らないけども、こういうすばらしい国なんですよということを胸を張って言えるようになると思いますけども、今の現状では、残念ながら、日本が、この現状の日本がすばらしい国だというふうに、とても言うことはできないし、それを変えていくために、みんなで、それを考え、それを発言する、そういう状況をつくっていくということが必要ではないかなと思っているということでございます。

○2 番 (高橋 昭夫) ちょっといい？いいですか。

まあ、それを、何でも国旗につなぐっていう形が、ちょっとタイムもありますから、タイムしますけど、私は、村長がね、日本を愛しているのかと、単純な、そのもの、思いですが、日本に誇り、愛国心、持っているかと、愛国心のない者が村長は不可能に思うということと、それから、誇りを持ち、愛国心を持って、持つということ、それが村にとって必要なイメージじゃないかというふうに思うんです。ですから、余り、それいくとどんどん入っちゃいますけれども、しかし、そういう思いで、それは、当初の中川村の美しい村っていう、そういう部分の中においては、そういう愛国の、村を愛する、日本に誇りを持つと、それで先導をやっていただくっていうことは、僕は、村民も、そういうことは、表には出しませんが、そういう思いを持っているんじゃないでしょうかね。ですから、民意という、きのうも質問の答弁の中にありましたけれども、村民は無関心なのか、何か何も反応がないと、反応があるのが議員だけだと、こう言っておられましたけれども、私は、やはり、民意、村民の中の、そのトップとしてね、そこにあるっていう形は、民意を、やはり、思い、その中で、自分の調整じゃないけど、そういう行動や、そういうものを調整していかれる、先導役ですから、そこ、うんと大事だと、こういうふうに思います。

それじゃあ、そこで、私、教育長に、先ほど申し上げましたけれども、お願いします。国旗掲揚、国歌斉唱について、中川村教育委員会は、学校の指導要領に基づきどう対応されているか。それによって生徒、先生は、今があるというふうに思っておりますけど、その辺をお聞きしたいと思います。

○教育長 それでは、今のご質問でありますけれども、学校の指導要領というご質問でありましたけれども、指導要領というのは、国といいますか、文科省から出されているものであります。学校には学習指導要領というものはありません。

その第4章の第3というところにおきまして、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとする。」とされておりまして、学校では、現在、そのように対応しております。

特に、現時点、問題等ない状況であります。

以上です。

○村 長 愛国について、あたかも愛国心がないんじゃないかというようなニュアンスともとれるようなご意見がありましたのでご説明をさせていただきたいんですけども、私は、

逆に、多分、世の中の愛国を言っている人よりも、うんと愛国心があると思います。世の中の愛国というか、まあ、愛国心がないなと思うのは、例えば、原発で放射能をまき散らして日本の国土を汚し、それから、日本の民の暮らしを台なしにしておきながら、またですね、性懲りもなく原発をやろうとしている人たちとか、それから、米国とですね、密約を結んだりしながら地位協定を結んだりしながらですね、住民に泣き寝入りをさせている、それから、日本中のどこであれ、好きなだけの軍隊を好きなだけの期間、好きな場所に置けるような、そういうような条約を外国軍と、外国と結ぶというような、そういう人たち、その方たちっていうのは、多くは、愛国者ぶったふりをしてはいますけども、本当に、その裏返しではないかというふうに思います。本当に日本をいい国にしたいと全く思っていないというふうには感じられませんので、それから比べたら、私なんかは非常に愛国的な人間ではないかというふうに思っているところでもあります。

○2 番 (高橋 昭夫) わかりました。

今、教育長がお話をされましたが、現実には、そういう国旗国歌法っていいですか、ありますが、今のお話の中で、こうした指導の中で、村長は子どもたちの立場をどうとらえておられるかっていうことを、ちょっとお聞きしたいと思いますけど。まあ、村長っていうか、子どもは、だれか頭を下げないっていうと、そんなに力みなく考えたときに、どういうことかなあ、私たち、やらなきゃいけないのかなあってね、そこでまた考えることを、村長、期待していると思うけれども、しかし、現実の中においては、そういう事例は割合少ないんでね、それで、数字を見れば99.9%っていうから、どこが0.1%がどこなのか、僕はわかりませんが、それを村長はよしとしてやられるということ、子どもたちの立場をどういうふうにとらえておられるかお聞きしたいと思います。

○村 長 前回のときも申し上げたかもしれませんが、いろんな問題を自分自身で考えて判断をすると、その中には、私のこともあるでしょうし、お父さんお母さんのこともあるでしょうし、おじいちゃんおばあちゃんのこともあるでしょうし、もちろん学校の先生方のご意見とか、お話で思うこともあるでしょうし、いろんなことを吸収して、その中で何が大事なことを考えていく、それ、そういうふうな、こう、いろんな、そのものの中で何が正しいのか、こう、考えないと、みんながこうしているから、みんな、これと同じようにしていくという、その選択肢のないあり方というのは、みんなが、こう、だあつと間違った方向に行っている可能性があるっていうことだと思います。だから、私は、前回、言ったかどうかわかりませんが、少数意見というのは、少数であるということゆえにですね、そのことだけで価値があると思います。みんなと同じ意見というのには、多数決の論理はそうかもしれませんが、本当の民主主義っていうのは、少数意見、みんなと違う意見であること、そのことが意味があるというふうに考え、その、少なからうが、多からうが、議論して、答えを、何が正しいのか考える習慣を持つということが大事なことはないかなと思います。

○2 番 (高橋 昭夫) まあ、いろいろな物の見方、考え方があっていいことがわかります。

国家が、いかに不平、不足、不満があっても、日本人だったらですね、日本の法律に基づいての姿勢が重要であるし、そうしたことがないと、村民からも、ほかからも、そしりを受ける、そういうきらいっていいですかね、心配が、私は、ちょっと持つわけであります。村のイメージが悪くならないように、ひとつ、村長、財政も本当にしっかりした村政運営をなされておりますから、そのほうに、村に目を向けて、やっばし、いただいて、確かな、それこそ明るい村づくりのためにご努力をいただきたいと、こう思います。

それでは、2点目の、これは6番議員が質問をされまして、これも大修正をいたしまして、ちょっと調整がありますが、お聞きしたいと、よろしく願います。

まあ、社会問題、そして小さな村であるということですから、大変慎重にやらないとつていうことは、私も、そう思います。

しかし、このいじめってというのは、先ほども、けんかとか、いろいろなお話が出ましたけど、いじめとは、私も、こうやって振り返ってみると、いじめの世界はありましたね。ですから、ないというほうがおかしいし、やっばし、成長期の子どもってというのは、けんかしたり、多少のいじめが、どこまでがいじめか知りませんが、いじめがあったり、そういう中で成長していくんじゃないかという形におきましては、多少じゃないけど、大事かなあと、こういうふうに思います。

それで、先ほど6番の方が質問をされまして、村にはないと言われました。いじめがないと。どういうチェックをされているのかお聞きしたいと思います。

それで、私は、いじめはないほうがいいし、それは、みんな願っていることだし、先生方も大変な努力をなされて、自分のクラスからそういう形が発生しないようになっていうのは、もう、夜も寝ないぐらいで、私は、一日一日一生懸命やっておられると、その苦労は重々わかるんですけども、やっばし、先生の評価ってというような形で、今はわかりませんが、やっぱり自分のクラスからそういう子どもが発生したとかっていうと、やっば、自分としても悲しいし、その評価が云々って、そういうふうに見られるっていうとですね、やっば、なくてほしいし、ないふりをするしっていうか、そういう状況に、だれでも持つと思うんです。だけど、教育長、言われた、担任1人で、担任1人で背負わないようにって言いますが、それが、みんなつながっていくんですね、クラスにそれがあると、やっばし、校長先生、教頭先生、そしてまたほかの先生への影響、そして村のレッテルっていいですか、学校のレッテル、そういうものが評価が落ちるといって、そういう向きに行くことをおそれるし、まあ、できるだけ、はれものじゃないけれども、ないことに、だから、お前、子どもにですね、先生が、お前が頑張ってくれれば、それでないことになるからってというような形の心情は、わかります。ただ、私は、大事なことは、そのチェックってというのは、チェックって、その部分ってというのは、見つけるっていいです。先ほど言う、気づかないんですけど、どういう形、例えば、今回もありましたけども、そういう形の中においては、やっばし、教育委員会なり、学校でも、いろいろと議論をされたんでしょうね。その辺を、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長 どのようなチェックかといいます、そういうこととか、今のご質問は、結局、どういうことをもとにして、現時点、いじめはないというふうに明言をしたかということにつながっていくかというふうに思うんですが、学校によっては、今回の事件を受けて緊急アンケートというのを緊急調査をした学校もありました。簡単な、いじめがあるか、ないかというような、用紙でもって調査としたというのがありますし、していないところにつきましては、そういったことがなくても、日ごろの子どもたちと先生たちとの関係の中で、あるいはまた、一番重要なのは、学級の子もたち同士の問題が大事だと思うんですけども、そういう中の日ごろの中で、そういうことは起きていないという観察によって、その学校ごと、その集計が、集計といいですか、意見なり、その調査が集約されて、総計としていじめはないということになってきているわけです。

先生方も、十分、このことについては、神経過敏といいますか、そのぐらいに、今、なっております、今までどおり普通に子どもたちを見て、子どもたちと話をしてやっていけばいいんだと、ただし、こういうことがある、全国的にある以上、さらに一層、その感覚というか、その敏感な、この、ぱっと感じる、そういうものが非常に大事なんですが、そういうものを持って、日々、子どもたちと対応してもらいたいってことは、先生方にも申し上げてあります。

とりあえず以上です。

○2番 (高橋 昭夫) 私は、いじめっていろいろあると思います。本当に深刻で、じゃあ、そういう子どもはだれに話すのか、あるいは、話したくても話せないっていう心情も何かわかるような気がいたします。教育長も、後でお聞きしますが、やっぱり、教員生活が長いと、ああいう、本当、振り返ってもみたくないようないじめがあったってというのは、先生方にも、だれしもあるかと思えますし、私も、自分の子どものころ、あるいは、有線の放送では幾人もの子どもの声を聞いてきました。どんどん聞かせてくれるんですね。いやあ、これが事情聴取ってやつだぞなんて言ってまねをしましてね、書き込みをしますと、本当に聞かせてくれたんです。

それで、ちょっと、その極悪ないじめってものを1つ申し上げます。

それは何かっていうと、いつでもいいんです。それは、つまり、困らせるってことの意味を、ちょっと、私は、そういうふうに理解したんですけども、ある授業があります。国語でもいいです。数学でも何でもいいんですが、ある向きにおいて、手を挙げて答えよと、しかし、その指令は、その答えと違った答えを言えと、こう言うんですね。その正解のことを言うんじゃないで、間違えたことを言えと、こういうのがありますね。私は、そういうのは、本当、いじめだと思います。

金を持って来い、チャオへ、幾ら持って来い、いつまでってというのは、これは、ありましたが、そういうこと、ありますね。きっとあると思うんですね。

私は、それをじかに聞きましたけれども、やっばし、いじめの世界ってというのは、推測でやると答えは出ませんから、やっばし、いろいろな形のものをつぶさに、こういう事例がある、ああいう事例がある、こういうときにはこうだというふうな形を知っ

ていることによって、何か解決につながるのかなあと、教職のうちは難しく、私も、こう言っちゃあ失礼でもあるし、控えなければいけないんですけれども、やっぱ、そういういろいろな場面っていうものがあるんですね。それは、答え、自分が答えられる、答えなきゃいけない答えを言わせないっていうのは、これは不憫っていうか、大変ないじめだと思います。だから、いろいろな種類がここにあると思います。

まあ、私、申し上げたいというのは、子どもが子どもの心で、大人以上に人の心を、現、行動を見ていると、いじめについて一番知っているのは子どもたちだと思います。でも、それは、案外口に出さない、これにも、深刻なというか、深い理由があると思います。子どもは、いやあ、今、いじめはないって言って教育長は言われたって、私は、そういう思いを、願いを込めて、わかりますけれども、子どもっていうのは、実際、見ていますからね、ええ？おい、いじめはないってよって、こうなるかもしれませんし、いやあ、私たちの学校は幸せだねと、こういうふうに思うのかもしれませんが、その、さまざまありますけれども、そういう部分のものを興味深く、奥深く持って当たっていただきたいと、こう思います。

それで、通告の中にありますが、教育委員会議事録っていいですかね、これは、何ていうんですか、ちょっと、私、思いますこと、それを、まあ、ホームページっていいですか、公開をするっていうことはね、この小さい村は、その必要ないように思うし、それほど、まあ、しんでもいいし、そういう声はないし、いいんだと言われますが、いろいろ開いてみますと、今、そういうことが、会話っていうか、多くなっています。

4月のある報道に、全国教育委員会の52%が議事録公開をされていないことが文部省の文部科学省の調査で明らかにされた、国や県、市町村の議会では、情報公開、ホームページなど、その議会審議、そういうような形で提示され、ここでもそうですけれども、テレビ中継がありますよね。そういう意味で、住民による意思決定が教育制度の柱である教育委員会での施策の決定過程や会の審議内容は余り明らかにされていないっていうんですね。

それで、私は、中川村の教育委員会に特別疑問点っていうのはありません。ないわけですが、確かに、こう言われてみますと、将来に不安を残す少子化問題や、そこに生じる学校、学年の統廃合問題、教育住宅の有効利用や学校給食、夏休みのあり方とか、いじめだとか不登校、テレビ、情報の多様、パソコン、授業など、また、農村がすべて都市化で動く中に、豊かな自然を生かした中川村での教育のあり方、君が代、国家に関する事など、現状の教育行政にどんな課題を持ち、どんな考え、議論がなされているのか関心を持たれる村民も多いのではないかと思います。

今年の4月から導入された中学校の武道の必修化っていうか、そういうものがありますよね。これは、私ども、質問したりしましたけれども、どういう、つまり、ここは柔道になっていますが、中川中学校では柔道が選択された、その決定までの過程や安全確保にどんな議論が交わされたのか、割合、村民に見えにくい、しかし、そんなに何でも開きやいってもんじゃありませんけどね、しかし、そういう形の中に、努

力が経過され、何かいい意味の理解もね、深まるのかなあとと思います。教育委員会の、本当に皆さんが努力をされている教員の人事だとか学校設備にかかわること、学級人事や教科書の決定など、その会議内容は地方教育行政法で原則公開とされています。村教育委員会では月1回の定例会が開かれ、また、臨時会なども必要に応じて審議されているようで、どんな協議がなされているのかと思いますが、最近、全国で教育委員会が何かと話題になります。施策の決定経過が見えないということで住民の不信を招きかねない、そして地元の意向も反映した教育行政につながらないおそれがあるという、そういう報道がありまして、村として、開かれた教育行政、教育委員会における活発な議論、その公開などで、より緊張感を高めていただくことや改革の歩みが求められているのかもしれませんが、ですから、何でも出すっていう形じゃありませんが、理解を得るため、形の向きでの、そういうものがあればいいのかなあと、こう思いますけれども、ホームページ公開といいますか、議事録公開、教育長に、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長

今議事録の関係の前に、ちょっと1つお聞きしたいんですが、お聞きはできませんので、私の見解を述べたいと思いますが、授業の中で、その違う答えを言えとか、お金を持って来いというのは、そういうことがあるというお話をいただきましたけれども、かつては、10年ぐらい前にはあったかもしれませんが、私の知っている範囲では一切そういうことはありません。

そして、子ども、いじめのことについて、いじめとか、そういった小さなトラブル的なことも含めて、子どもたちが一番知っているんだと、確かに、そのとおりだと思います。したがって、私がいつも先生方をお願いしていることは、傍観者も加害者であるという、その意識を子どもたちに持ってもらいたいという、そういう指導をしてほしいと、いわゆる、こういった問題が起きると、加害者と被害者、そういう1対1というような、あるいは、それは2対1になる場合もあるかもしれませんが、それを、当事者同士ではなくて、その周りにいる子どもたちが非常に重要であると、その周りの子どもたちが傍観者で見えぬふりをする、そういうことが、いじめなり、そういった問題が起きる一番のもとにあるわけです。したがって、傍観者は、イコール加害者であるというような、そのくらいの厳しい見方を、ぜひお願いしたいと、そして、そのことがなくなるためには、学級指導というもの、クラスの、いわゆる学級のクラスづくりっていうものを、とにかく、それぞれの一人一人が存在感のある、お互いに認められている存在感をあるということと、もう1つは、お互いが認められ合って、協力し、助け合えるという、そういう連帯感を持つ、そういう学級づくりをしてもらいたいと、そのことができていれば、一切、いじめ、そういった難しい問題は起こらないはずであるというふうに思っております、常々、そのことを、学校のほう、先生方をお願いをしているところであります。

最初にそんなことを申し上げておいて、先ほどいただきました教育委員会の議事録に関係してであります、教育委員会の定例会の議事録というものは、きちんと、毎月、とっております。そして、公開ということになっておりますので、求めに応じて、

それは開示することができるようになっております。そういうわけでありますので、現時点の、そういった制度の中で進めてまいりたいというふうに思っております。

今のところ、ホームページでの、その公開ということについては、ちょっと、今、考えておりません。

ただ、議員のおっしゃられるように、開かれた教育委員会、そしてまた、いろんなことが、決定過程、あるいは議事の討議した内容がわかるようにということについては大事なことだと思いますので、そういったことについては、今後、また、考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○2 番 (高橋 昭夫) ありがとうございます。

先生方が大変ご努力をなされていて、それこそ表に出ないものですから、だし、軽々に口にするということでもないし、学校としては、あるいは村としては、あるいはお互いが、そういうことのないことを願っているわけでありまして、先生方も、ご努力をされる先生方の、その教育委員会に向けて、こういう席で質問させていただいたこと、村長をけなしましたら、そのままお許しをいただきたいと、こう思います。

以上で質問を終わります。

○議 長 これで高橋昭夫議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開を午後2時45分とします。

[午後2時30分 休憩]

[午後2時45分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

9番 竹沢久美子議員。

○9 番 (竹沢久美子) それでは、私は、さきに通告しました高齢者福祉への対応はということで、主に介護保険の面でお聞きしたいと思います。

昨日の7番議員、本日の3番議員の質問と重なる部分もあると思いますので、できるだけ重複を避け、質問したいと思います。

日本の高齢化は、世界にも類を見ない速さで進行しています。

村でも、平成24年度から26年度までに老人福祉計画第5期介護保険事業計画が、この3月に策定されました。

全国的には高齢化のピークは2025年、平成37年と言われており、高齢化率が30%を超え、団塊の世代は75歳以上になります。

中川村では、さらに早い段階でピークを迎えます。

住み慣れた地域で健康で自立した生活を送れたらとは、だれもが願うことですが、たとえ認知症や病気になっても、その人らしく生きられる環境整備やサービスの提供が求められていると思います。

本年4月の改正介護保険法、改定介護報酬の実施から4ヶ月余りが経過しました。現場では、デイサービスの時間区分の見直し、今まで6時間以上8時間未満だったものが5時間以上7時間未満、7時間以上9時間未満に見直され、また、生活援助の時

間区分の見直しも行われ、30分以上60分未満が20分以上45分未満、60分以上が45分以上と変更になりました。介護報酬も2割近く引き下げられました。制度変更の改正内容が個々の利用者に影響をもたらすものだったにもかかわらず、改正内容の周知がぎりぎり、事業者は数週間の期間の中で対応に追われ、ケアマネージャーや事業者が説明責任を果たさなければならない状況でした。利用者や、その家族、事業所は、その対応で大変だったと聞いております。こうした介護現場の実態の把握はされていますか、声は届いているかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

いわゆる荘の関係でありますけれども、デイの利用者がどんどん増えているというような話を聞いておまして、また、加えて、緊急宿泊というような制度もあるわけですけれども、それが、例えば、お葬式だとか、冠婚葬祭だとか、そういったときのための緊急宿泊というようなものが恒常的に増えているというようなことありまして、大変だということをお聞きしておりますし、デイの関係では、将来的には365日デイサービスをしななければならないのかなというような声も聞いているところでありまして、原因としては、老人のひとり暮らしですとか2人暮らしの方たちが増えているということもありますし、老老介護、また認知症が多少出てきたりして、発症して見られないというようなこともあるかと思っておりますし、そんなようなことで、具体的な例としては、そんなようなことも聞いているわけでありまして、きのうも、また、きょうも話をしましたけれども、介護支援専門員連絡会というのを年6回、開催をしておりますし、そういうようなところからも情報は入ってきているかと思っておりますし、認定者本人ですとか、その介護者、それから、介護者教室ですとか、そういう介護者の集いなどからも情報を得ているという状況であります。

○9 番

(竹沢久美子) ただいま申されましたように、いわゆるでもデイの増加、そして緊急宿泊などが増えているということです。そしてまた、この4月は、そういうわけで非常にケアマネージャーさんたちとかが忙しい思いをして介護認定などをやってきたという経過がありますので、こうした声は、ぜひ、上へも出していただけて、できるだけ早く、こうした内容が周知されるようなことを声を上げていただきたいと思います。

続いて、介護予防日常生活支援総合事業についてですけれども、生活援助について、厚労省は、訪問サービスにおける提供体制調査として、家事の行為別の時間を割り出して、その組み合わせにより時間区分を見直したということです。例えば、洗濯は16.7分とか、掃除に27分など、平均値を出したもので、そして、今までの60分かかっていたものは45分で終わらせるというような、非常にサービス量を少なくするというか、そうした中で何がされたわけですけど、個々の状況が反映されたものではないというふうに考えます。

村内ではありませんけれども、時間短縮により在宅の継続が困難になっているというような話もお聞きしました。

ひとり暮らしだとか、老老世帯、認知症など、自立支援に逆行するケースも出ており、そうした報告も、村、村内ではありませんけど聞いております。

それと、また、生活援助ということが単なる家事代行になって、ヘルパーの専門的な、そうした専門性も否定されるような状況が出ているということです。

こうした介護を受ける方たちにとって、ヘルパーとのコミュニケーションや対話も非常に大事なことであって、これではこま切れ介護、駆け足介護とまで評されているようなのですが、村の状況は、4ヶ月たったけですけれど、そうした声はどうでしょうか。

○保健福祉課長 すみません。そのことについては、ちょっと、特に把握しておりません。

○9 番 (竹沢久美子) まだ、そうした声が届いていないっていうのは、4ヶ月たって、まだ本当に皆さん対応に危々としていて、そうしたことが、まだ声として出てきていないんじゃないかと思えますけど、ぜひ、そうしたチェックもしていただきたいと思えます。

その後、その他の項目で、この改正された中で、社会福祉法と、それから介護福祉法の改正によって、介護職の医療行為の法制化がされました。たんの吸引だとか経管栄養などですけれど、こうした対応については、都道府県に、国は丸投げになっているというようなことを聞いておりますが、研修等の対応は始まっているのかどうかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 介護者の医療行為でありますけれども、これまで家族か看護師が行う医療行為とされていましてたんの吸引ですとか経管栄養を一定の条件を整えば介護福祉士や介護職員も正式に実施できるということでありまして、村内の訪問介護の事業所は、2カ所あるわけでありまして、各事業所とも必要な研修を受けてありまして、家族等から事業所へ、その要請があれば、さらなる個別の契約書を締結をして対応はできるということでもありますけれども、ただ、それまでの要請はないということ聞いております。

○9 番 (竹沢久美子) 研修を受けているということでございますけれど、一たん事故等が起これば非常に大変なことでございますので、ぜひ、こうしたことをきちっと、そうしたサービス事業所にも連絡したり、また、連携をとるような対応をとっていただきたいと思えますが、その辺のところはどうでしょうか。

○保健福祉課長 また、事業所とも連携をとりながらやっていきたいというふうに考えております。

○9 番 (竹沢久美子) 今回の改正で新サービスの定期巡回サービスのことが出されているわけですが、担当課としては、見込みはどのように考えておりますか。

○保健福祉課長 24時間の地域巡回訪問サービスだというふうに思いますが、さきにもお話をしましたけれども、出てくる事業所があれば、それらに対応していきたいと思っておりますけれども、今のところ、そういった事業所は出てきていないという状況であります。

○9 番 (竹沢久美子) 次に、質問として出してありますけれど、社協を含め、村内施設の連携や情報交換の場が必要ではないかというところで、このことは3番議員の質問で十分に意見交換が、介護連絡会等に14事業所が参加して年6回やっておられるということですので、ぜひ、こうした中で、声を生かしていただきたい、そんなふうに思えます。

それから、地域の高齢化が進行する中で、このままでは地域でも施設でも介護を受けとめられなくなる、そう思います。

そうした中で、村長は、ピラミッドの高齢化の傘の部分はどう乗り切るかにかかっているというような発言をされておりますけれど、私は、村が地域包括ケアをどう位置づけていくかが課題ではないかと思っております。

民生委員の皆さんとか、そうした力もお借りしておりますけれど、その中で、地域の中での個人情報も、なかなか取り扱いが難しく、こうした部分での共有も必要だと思います。

こうした中で、保健福祉課としては、地域包括ケアというものの位置づけをどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 地域包括ケアの取り組みとして一般的に言われていることは、その医療との連携の強化、それから介護サービスの充実、予防の推進、見守り、配食、買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護といったものがあるわけでありまして、個別の事案としましては、地域包括支援センターなどが相談を受けるわけでありまして、福祉係がそれを集約をしまして、ケア会議というようなものを関係者を集めて開催をして、事案に対処をしているということによってやっております。介護保険サービスだけでは解決できない事案というのが増加をしているわけでありまして、地域包括ケアをさらに強化していく必要は強く感じておりますけれども、専門知識を要する職種というのも、例えば社会福祉士ですとか精神保健福祉士ですとか児童福祉士ですとか、そういった専門知識を要する職種っていうのが、これからは大事になってくるのかなあというふうに思いますが、今は、職員で、それは対応してやっております。

○9 番 (竹沢久美子) 今、言われたように、非常に専門職が必要ということでございますけれど、私は、もちろん、そうした職種の方の育成も必要だと思いますけど、現在、村内の需要に対応するヘルパーは確保できているのかなというふうに思いますが、そうした中で、村内のヘルパーの有資格者がどのくらいいるのかとか、また、就労している人とか、それから、資格はあるけれど就労していない人っていうような、こうしたことの実態調査が必要ではないかと思えますけど、この辺のところは、今までの何か対応したり、調べたことはありますか。

○保健福祉課長 ヘルパーの資格者の人数の把握ですとか、実態調査のことについては、しておりませんので、ちょっと、今、把握をしておりません。

○9 番 (竹沢久美子) 私が、なぜ、このことをお聞きしたかということは、老後だとか、それから介護という問題は、何とか自分で元気で生を全うできる人は本当にまれであるということを考えたときに、やっぱり、どんな形かの介護なりが必要だということをお聞きします。そうした中で、提案も含めて、ちょっとお話ししたいと思ったのは、栄村の下駄履きヘルパーの制度を何とか、即、村に、このまま導入するということではありませんが、こうした底辺を広げることをやっていってはどうかということ、ちょっと提案も含めてお話しさせていただきたいと思えます。

これは、ちょっとインターネットからとった資料ですけど、直接、栄村の実態を、お話を聞いておられる方もいると思いますけど、ちょっと読ませていただきます。

平成12年に介護保険制度がスタートをすることになり、高齢者が村内のどこに居住していても住み慣れた我が家で等しく安心して健康的に生活を過ごせることを基本に知恵を絞った。65歳以上が1,000人を超えるこの村で、3人のヘルパーで介護サービスを提供できるわけではない。ならば、自分たちの地域は自分たちで支える、そんな発想を住民に発信し、平成11年にヘルパー養成講座を開設した。講座はテキスト代のみ自費で、そのほかはすべて村が負担した。50人くらい参加してくれればと願っていたが、ほぼすべての集落から倍近くの95人が受講するという盛況で、村人の支え合い意識の高さに驚かされた。資格取得したヘルパーは、日常、生業を持っている方がほとんどであるが、生業の傍らヘルパーとして就労可能時間及びサービス可能項目などを同会に登録してもらい、介護サービス利用者へのヘルパーのサービス提供調整は同会が行うことをした。

ということで、そうした中で、幾つかの地域を分けてやっているようですけど、現在、この栄村は、高齢者でひとり暮らしが217世帯、2人暮らしが178世帯ですので、約580人近くの高齢者がいて、高齢化世帯が、もう、世帯の42%というような特殊な状況ですので、このことを、すぐ中川村へ持ってくることはどうかということですけど、こうした中で、資格の取得者が2級が65人で3級が138人、203人のヘルパーが底辺にいます。そうした、この203人の中で登録ヘルパーという方が114人、ですから、4軒～5軒に1人のヘルパーさんがいるという状況だそうです。そして、15年以降、養成講座を開設していないということで、若い母親や未資格取得者から養成講座開催の要望も出ているという、今、現況だそうです。

そうした中で、問題点もありまして、本当に、その登録している人たちが、じゃあ、働くところがあるかっていうと、今のような状況ですので、そんなに仕事はないということで、専門にやっている方と、あとは、そうした余力を介護の中での食事のことだとか、それから、そのほかの福祉のほうへ大きく力を出しているということと、それで、こうした中でも、ほとんど女性が多くて、70歳代の女性を入れると9割が女性ということで、男性は6名ということだそうです。

こうした中で、生活援助だとか、それから家事援助、身体介護などとか、そうしたことをやっているわけですけど、問題点もあって、先ほども言いましたが、下駄履きヘルパーの出番が少ないと、そして、こうした中で、この村の歴史——歴史というか、地理的な面から言っても、村全体で見ると寝たきりの高齢者は5人で、広域地域での高齢者施設のグループホームや養護老人ホームや老健などに入居している高齢者は24人で、村全体としては極めて健康な高齢者が多いということで、また、こうした地理的な面からも言って、元気でなければ村で暮らすことはできないというような状況があるとされています。

こうした中で、ホームヘルパーが派遣されていた世帯も15世帯ぐらいだということ、すぐ中川へ持ってくるわけにはいきませんが、先ほども言いましたが、これ

からの高齢化を支える手段として、村のほうで何とか、男女を問わず、せめてヘルパーの3級、そして、全額でなくても、若干の補助をして、そうした底辺の拡大を図っていく、また、村内の事業者の協力も得て実施すれば、民間で資格を取るよりも安価でできるのではないかと思います。

数年前に麦の家でも養成講座を実施して、資格を取得した皆さんが、今、各福祉施設などで活躍して働いていただいていることもあるので、そうしたことを、ぜひ検討していただきたいと思ひまして、提案も含めてお話ししましたが、そうしたことについてはどのように考えているか。

○保健福祉課長 栄村の下駄履きヘルパーという制度は、その当時にすれば画期的だったかなというふうに思っております。

これからの中川村を考えたときに、そういうことは必要だというふうに考えておりますけれども、制度としてホームヘルパーの3級とか2級とか1級といった制度が、どうも変わるらしいという情報がありまして、3級もなくなるのではないかといいこととあります。今まで3級というのは、50時間の講習を受けたりとかすれば、だれでも取れたわけでありまして、家庭介護向けのヘルパー制度だったというふうに思っておりますが、ヘルパー2級も麦の家で、そういう講習会をやったりしていますけれども、その2級も、今度からは介護職員初任者研修課程といったような名前になるらしいということもあります。そんなようなことで、ちょっと、もう少し検討させていただきますが、そういうのは、簡単に、そのヘルパーの3級が取れて、人数を増やせる状況であればできるかもしれませんが、何百時間もかけて取らなければならないというふうになってくると、なかなか、この大勢の人数が取ってというのは難しいかなあというふうに思っております。

村でも、高齢者生活管理指導員の派遣事業というのをやっておりますけれども、軽度生活援助、それから生活管理指導というようなものもやっておりますけれども、いきなり、やっぱり資格のない人が行くっていうわけにもいきませんので、やっぱり何らかの制度で資格を取った人を派遣をしなければならぬというふうに思っていますので、なかなか難しいところもありますので、もう少し検討させていただきたいというふうに思います。

○9番 (竹沢久美子) 課長から話がありましたが、今後の、そのヘルパーの3級自体がなくなるんじゃないかということとか、制度的な問題とか、課題もあると思ひますけれども、直接、職に就かなくても、家族介護等でも力を発揮してくれるということとか、また、高齢者の暮らしや意識に対する理解と福祉に対する村民の意識の底上げや支え合いに大きな力になるのではないかと思います。

そうした中で、栄村でも、こうした中で、本当に身近に、こうしたヘルパーさんが存在するだけで精神的にも安心感があって、安心・安全な地域を支える大きな力になっているというふうな感想が述べられております。

私も、この制度を、即、中川に持ってきてOKというふうには考えておりません。ただ、これからの高齢化に向けて、本当にこの地域で自分たちの生を全うしたいと

いう人たちをどういうふうにフォローしていくかといったときに、やはり、こうした底辺を広げて支えていく制度が必要じゃないかと思しますので提案をさせていただきました。

もし、ご意見がありましたら、またお願いします。

○保健福祉課長 そんなように思っておりますので、また検討させていただきたいと思います。

○9 番 (竹沢久美子) 以上です。

○議長 これで竹沢久美子議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時13分 散会]